

# アフガニスタン国際戦犯民衆法廷

## 起 訴 状

2003年6月30日

事件番号2003-01

検事 対 ジョージ・W・ブッシュ

### 検 事

土屋公献	山口 広	伊藤和子	上山 勤
加賀美有人	神原 元	猿田佐世	田部知江子
土井香苗	成見暁子	萩尾健太	
マイケル・ウォレン		アーニャ・ムカルジ・コノリー	

## 目 次

序 章	1
第一章 被告人の身上・経歴	5
第二章 個人の刑事責任	6
第 1 狭義の個人の刑事責任	6
第 2 上官の責任	6
第 3 本件で起訴しなかった共犯者達	7
第三章 侵略の罪	8
第 1 侵略の罪	8
第 2 事実の経緯	8
1 2001年9月段階のアフガニスタンの状況	8
2 アフガニスタン攻撃を決定	8
3 米英軍の空爆の開始	9
4 北部同盟への軍事的挺子入れ	10
5 タリバン政権の崩壊と暫定政権の発足	11
6 現在まで続く米国の軍事作戦	11
第 3 侵略の罪の定義	12
1 侵略の罪	12
2 侵略を構成する武力行使	12
3 立証責任	13
第 4 被告人ブッシュの行為は「侵略の罪」に該当する	13
1 各要件の検討	13
2 小 括	13
第 5 予想される抗弁への反論「国連憲章に違反する」武力行使	14
1 武力行使原則禁止を確認した国連憲章	14
2 「自衛権の行使」として正当化されない	14
3 武力行使を容認する安保理決議は存在しない	15
4 小 括	16
第四章 戦争犯罪	17
第 1 民間人攻撃	17
1 民間人攻撃の戦争犯罪性	17
2 無差別爆撃による民間人殺戮	17
3 クラスタ爆弾による民間人攻撃	22
4 デイジー・カッター爆弾の使用	25
5 上官の責任	26
6 小 括	26
第 2 民間施設攻撃	26

1	民間施設攻撃の戦争犯罪性	2 6
2	米軍の攻撃	2 6
3	米軍の民間施設攻撃の戦争犯罪性	2 7
4	上官の責任	2 7
5	小 括	2 8
第 3	捕虜に対する戦争犯罪	2 8
1	捕虜の定義	2 8
2	カライジャンギでの捕虜虐殺	2 8
3	コンテナでの捕虜移送と虐殺	2 9
4	シェバルガン刑務所での非人道的な取り扱い	2 9
5	アルカイダ兵捕虜の虐待とキューバ島グアンタナモ基地への移送	2 9
<b>第五章</b>	<b>人道に対する罪</b>	<b>3 1</b>
第 1	序 論	3 1
第 2	米英軍による空爆と難民の発生の因果関係	3 1
1	空爆開始と難民発生	3 1
2	チャマンの状況	3 1
3	さらなる空爆と難民	3 2
4	小 括	3 2
第 3	世界の警告	3 2
1	F A Oの警告	3 2
2	U N H C Rの警告	3 3
3	国連の警告	3 3
第 4	難民の絶望と死	3 3
1	難民の飢え	3 3
2	国境なき医師団のレポート	3 3
3	国際赤十字のレポート	3 4
4	困難な帰還	3 4
5	小 括	3 4
第 5	被告人ブッシュの罪	3 4
<b>第六章</b>	<b>結 語</b>	<b>3 6</b>
	* * * * *	
《附》	意 見 書(第二次世界大戦後最初の真の正戦) アミカス・キュリエ	3 8

# 序 章

2001年9月11日、ニューヨーク貿易センタービルなどへの旅客機突入・爆破事件、いわゆる9・11事件が起こり、多数の罪もない人々が犠牲となった。

アメリカブッシュ大統領(以下被告人ブッシュという)は、平和的解決を求める世界の声を無視してアフガニスタン攻撃に踏み切り、その後の世界は戦争と報復、憎悪と悲しみに覆われている。私たちは本法廷で、この被告ブッシュによるアフガニスタンへの武力行使について、その戦争犯罪の責任を問い、民衆の力でこの果てしない戦争と報復の連鎖を断ち切ることを期するものである。

この9・11事件により、アフガニスタンは一躍世界の注目を浴びる国となった。しかし、この事件が起きた当時、アフガニスタンは、世界から見捨てられた国であった。世界で最も貧しく世界で最も困窮したこの国で、人々がいかに餓死の危険に瀕していても、世界はこの国の人々を見捨ててきたのである。私たちは、このアフガニスタンについて言及することから、本法廷を始めたい。

## 第1 アフガニスタンの風土、民族と前史

アフガニスタンは、国土面積65万2000平方キロメートルの中央アジアのイスラム教国である。内陸国であるアフガニスタンは、国土の4分の3を険しい山岳地帯で占められており、自然の要塞と言われてきた。農業の行える土地は国土の12%に過ぎず、農業には困難がつきまとう。寒暖の差が激しく、6月から10月までは雨はほとんど降らず、夏の最高気温は50度以上、冬は零下30度以下にもなる。アフガニスタンの人々は、こうした厳しい自然環境に耐えて生きてきたのである。アフガニスタンは多民族国家で、最大民族のパシュトゥ族のほかトルコマン族、タジク族、ウズベク族、さらに山岳地帯の少数民族等多様な民族で構成される。

18世紀後半から19世紀にかけて、ヨーロッパは植民地主義争奪戦を開始する。南下政策をとるロシアと南アジアから中央アジアにかけて覇権を拡大しようとしたイギリスは、アフガニスタンに介入し、「グレート・ゲーム」と言われる植民地争奪戦を100年以上繰り広げた。アフガニスタンがその後独立を勝ち取ったのは1919年であった。その後アフガニスタンにはつかの間の平和が訪れ、非同盟・中立政策を掲げ、議会制度を実現、女学校を開設するなど近代化が進み発展を遂げた。

## 第2 ソ連侵攻、内戦からタリバン政権へ

1 しかし、再びアフガニスタンは、今日に至る受難の時を迎える。1973年、クーデターにより王制が廃止され、1978年には急進的な共産政権が出現、イスラムの伝統を無視した強引な近代化改革は、人々の反発を招き、各地でイスラム僧が反乱を起こした。1979年12月、ソ連はアフガニスタンの秩序回復と称して10万人の大部隊でアフガニスタンに侵攻し、またたくまに全土を制圧した。

祖国の独立を守るため、アフガニスタンのほとんどの男性は戦士として抵抗した。アメリカ、パキスタンやサウジアラビア等のイスラム諸国はアフガニスタンの共産化を防ぐためにアフガニスタン人の抵抗を莫大な軍事援助で支援し、反ソ武装集団(「ムジャヒディン」)を形成させ、激烈な戦いが10年間続いた。この内戦中にアフガニスタンの全農村の約半分が廃墟と化し、200万人近くが犠牲になって死亡した。

全土で600万人の難民が発生した。アフガニスタンの国土は荒廃し、人口は半減して生産力は壊滅的な打撃を受けた。この内戦にサウジアラビアから反ソ義勇兵として参加した者の中にウサマ・ビンラディンがいた。

- 2 1988年、ソ連はついにアフガニスタン出兵に疲弊し、和平調印をし、ソ連軍をアフガニスタンから撤退させた。しかし、その後も米ソの武器援助は続き、内戦は続いた。1992年に米口間で武器援助を停止する合意がやっと成立し、アメリカもロシアもアフガニスタンからいったん手を引いた。ソ連は崩壊、冷戦が終結し、アメリカはもはやアフガニスタンに戦略的価値を見出さなくなり、アフガニスタンを切り捨てたのである。

アメリカ、ロシアという巨大な重しがなくなり、中央政府は破壊されたままの状態アフガニスタンは国家としての実質を作れないまま放置された。1992年4月、内戦を闘った各部族の将軍であるラバニ、マスード、ドスタム、グルブディンらが相次いでカブール入りし、「ムジャヒディン連立政権」を樹立した。しかし、連立政権はわずか3ヶ月で対立が発生し、国家の主導権を争う部族間の激烈な内戦に突入した。これら「ムジャヒディン」はいずれも極端なイスラム原理主義であり、内戦の過程で、他民族に対する殺戮、残虐行為、女性に対する凌辱・強姦等の限りを尽くし、アフガニスタンが築いてきた文化・遺跡や学校等も次々破壊した。アフガニスタンの人々はこうした残虐行為の被害にあい、残虐行為の恐怖に脅え、耐え難い辛酸をなめる生活を余儀なくされた。こうした中、多くの国民がイランやパキスタンに逃れ難民となった。

- 3 1994年、パキスタンの神学校の若き神学生らを中心とするイスラム原理主義を掲げる新興武装勢力、タリバンが登場し、治安の回復と生業への復帰を訴えてアフガニスタンへ進軍し、最大民族パシュトゥ族の中に支持を広げていった。タリバンはこの年、南部を制圧し、その2年後の1996年には首都カブールを陥落させ、国土の9割を支配するに至った。タリバンは伝統とイスラムの戒律を基盤に厳しい治世を開始した。タリバン政権の支配は過酷であったが、タリバン政権誕生で、アフガニスタンに一定の秩序と治安が戻った側面もある。しかしながら、戦いと宗教に明け暮れたタリバンは財政的行政的能力に決定的に欠け、内戦で疲弊しきった人々の暮らしを立て直すことはできなかった。

### 第3 ウサマ・ビンラディンとアフガニスタンへの制裁

- 1 こうした苦境につけ込んでアフガニスタンに「アルカイダ」の拠点をつくりあげたのがウサマ・ビンラディンである。サウジアラビア国籍を剥奪されたウサマ・ビンラディンは、1996年5月にアフガニスタンに戻り、タリバン政権に資金援助をする一方、アルカイダの訓練キャンプをアフガニスタンに置いたのである。
- 2 1998年8月7日、ケニア・タンザニアのアメリカ大使館がほぼ同時に爆破される事件が発生、234人が死亡した。アメリカの情報機関は、この爆破事件の首謀者をウサマ・ビンラディンと断定し、アメリカはアフガニスタンとスーダンにあるウサマ・ビンラディンの活動拠点やアルカイダ訓練所などに巡航ミサイルによる報復攻撃を行った。米国クリントン政権は、タリバン政権と秘密裏に話し合い、ウサマ・ビンラディンの身柄引渡や訓練キャンプの閉鎖を要求したが、タリバンからは明確な回答はなかった。そこでクリントン政権はこの問題を国連に持ち込み、国連安保理は、1999年10月15日、ウサマ・ビンラディンの身柄引渡やタリバンの資産凍結を求める等、アフガニスタンに制裁措置を課す決議を採択した。

国連により課せられた制裁の結果、アフガニスタン国内へ物資を届けることは非常に困難になった。1999年には現地で活動を行っていたいくつかの国際援助団体が、資金不足からアフガニスタンを去って

- いる。そして、この年より3年間、20世紀で最悪と言われる大旱魃がアフガニスタンの大地を襲った。内戦により疲弊し、荒廃した国土は旱魃の影響でますます衰え、農村は致命的な打撃を受けた。
- 3 2000年10月12日、イエメンに停泊していた米海軍イージス駆逐艦に爆弾を積んだボートが突入し米兵17名が死亡した。米国はウサマ・ビンラディン・グループによる犯行という見方を強め、一段と厳しい制裁措置案を国連安保理に提出し可決させた。これは、タリバンに対しウサマ・ビンラディンのアフガニスタンからの退去を求め、訓練キャンプを一ヶ月以内に閉鎖することを要求し、これが実施されなかった場合はタリバンに対する武器輸出や軍事支援を禁止し、タリバンの保有する資産を凍結するというものであった。しかし、結局タリバンは安保理の要求に従わず、そのため国連による一段と厳しい経済制裁が2001年1月に発動された。
  - 4 2001年3月、タリバンはバーミヤンの巨大石仏など歴史的な仏像を次々と壊していった。これは一段と強化された経済制裁に対する抗議にほかならなかった。世界はバーミヤンの破壊に衝撃を受け、石仏の保護が叫ばれたが、映像では見えないアフガニスタンの大地で、経済制裁によってどれだけの人々が苦しみ、飢えにより死のうとしているかには関心を示さなかったのである。

## 第4 アフガニスタンの荒廃と窮乏

- 1 2001年、アフガニスタンを襲った大旱魃は3年目を迎え、最悪の事態となっていた。雨が一滴もふらない日が続いた。ただでさえ農耕可能な土地の乏しいアフガニスタンの貴重な農村は、ソ連侵攻と内戦で破壊され、荒廃し、内戦によって夥しい数の地雷が埋め込まれていた。それに追い討ちをかけて大旱魃は農業用水を農地から奪い尽くし、カレーズは枯渇し、最悪の凶作をもたらした。国連の調査では、農耕地の40%が放置され、人々は穀物や飲料水の不足に苦しんでいると報告されている。周辺諸国からの食糧援助もタリバンの政策を嫌って減少の一途を辿った。当時、世界食糧計画(WFP)は、アフガニスタンに必要とされる食糧の3割を援助していたが、援助の配給システムが不十分なため、このわずかな食糧も各地へ供給することが不可能となっていた。旱魃の被害を調査した国際機関は、少なくとも700万人が飢えに苦しんでいると報告した。当時のユニセフの報告によれば、アフガニスタン国民の6%にしか安全な飲料水が供給されない状況であった。
- 2 20年に及ぶ内戦の影響でアフガニスタンの保健制度も、最低限のものでしかなかった。アフガニスタンの医師は7,143人につき1人の割合しか存在せず、医薬品も不足していた。

栄養失調により健康とは到底いえない子どもが多く、また栄養不良で抵抗力の弱い子どもたちは病気にかかりやすい。アフガニスタンの人々、特に子ども達は次々と、呼吸器系疾患、はしか等の伝染病、破傷風、ポリオやコレラ等に罹患した。そして、医療設備が行きとどかず、慢性的な医薬品不足の中、死ななくてよい子どもたちが死んでいった。アフガニスタンの妊産婦死亡率は世界で2番目に高いとされ、ユニセフによれば女性1000人のうち17人は出産中、あるいは直後に死亡する状態であった。また5歳以下の幼児死亡率は1000人に257人という高さで、世界で5番目とされていた。
- 3 こうした中、2001年にはアフガニスタンから多くの人々が祖国を離れて難民になることを余儀なくされた。

9月11日直前、アフガニスタン国内避難民は約50万人、3分の1が難民キャンプで暮らす状態であった。パキスタン、イラン等国外に逃れた難民は280万人にものぼっていた。

未曾有の大旱魃の影響は、2001年の冬を迎える頃には最悪の被害をアフガニスタンの人々にもたらすことが予測された。国際機関は、「2001年冬に、きちんとした食糧や毛布の援助がなされない限り、100万人以上のアフガニスタン人が餓死、または凍死する」と警告した。餓死者が出る前にアフガニス

タン全土に安全に食糧や毛布が供給され、飢えや寒さに苦しむ人々に届ける援助活動は、まさに時間との勝負であった。軍事行動こそは、この時間との闘いの最大の障害物であった。

9・11テロ事件の報復として行われた米軍のアフガニスタン攻撃は、このように諸外国に翻弄された拳句の果てに見捨てられ、激烈な内戦と大旱魃、経済制裁によって筆舌に尽くしがたい苦難を味わった人々に対してなされたのである。世界で最も貧しく、困窮した、飢餓線上にある人々のうえに、被告人ブッシュの命令で夥しい最新鋭爆弾が投下されていった。こうして人々を殺し、国土を再び荒廃させ、さらなる難民を生み出し、人々に癒えることのない傷を残した - それがアフガニスタン攻撃だったのである。

# 第一章

## 被告人の身上・経歴

被告人ジョージ・ウォーカー・ブッシュ(以下、「被告人ブッシュ」という。)は、1946年7月6日、アメリカ合衆国コネティカット州ニューヘブーンにおいて出生し、少年時代のほとんどをテキサス州のミッドランドで過ごした。

- 1968年 エール大学歴史学部を卒業した後、国家航空警備隊のF-102機でパイロットを勤めた。
- 1973年 マサチューセッツ州ケンブリッジのハーバード大ビジネス・スクールに入学した。
- 1975年 ミッドランドに戻り、石油事業を試みる。まず、土地の採掘権を調査し、石油採掘の見込みのある土地の借地契約を交渉する「ランドマン」になり、その後ほどなくして、鉱業権や鉱区使用権の取引や、採掘プロジェクトへの投資を行った。
- 1977年 結婚。
- 1978年 テキサス州西部の下院議員選挙に立候補するも落選。
- 1981年 双子の娘が誕生。  
この間、スペイン語で「ブッシュ(茂み)」の意味となるアルプスト・エナジーという会社を設立し、後にブッシュ・エクスプロレーションと改称したが、事業は失敗に終わった。
- 1984年 別の中小石油探査会社と合併し、スペクトラム7という新企業の社長となる。
- 1986年 スペクトラムより規模の大きいハークン・エナジー・コーポレーションが、同社を買収し、しばらくの間、同社のコンサルタントを務めた。
- 1988年 父ジョージ・ブッシュが第41代アメリカ合衆国の大統領に就任。
- 1994年 テキサス州知事に就任。
- 1998年 再び州知事に立候補し、再選。
- 2000年 第43代アメリカ合衆国の大統領に就任。



## 第二章 個人の刑事責任

当アフガニスタン国際戦犯民衆法廷(以下「ICTA」という)は、被告人ブッシュ個人について国際犯罪の刑事責任を追及するものである。

国際犯罪についての個人の刑事責任の根拠としては、狭義の個人の刑事責任と、上官としての個人の刑事責任とがある。

### 第1 狭義の個人の刑事責任

ICTA 規程 6 条 1 項は、同規程 2 条、3 条、4 条に規定する犯罪について、個人が以下の行為を行った場合に、個人が刑事責任を負うことを定めている。

- ・着手された犯罪の扇動、命令、実施
- ・着手された犯罪の教唆、幫助

幫助とは、犯罪の実行を容易にする目的をもって、犯罪の実行のための手段を提供することを含む、犯罪の実行の援助、支援その他の寄与行為をいう。

この点では、被告人ブッシュは、2001年1月1日以来、アメリカ合衆国大統領(以下「米国」という)であり、アメリカ合衆国連邦軍(以下、「米軍」という)に対する指揮・命令権を有していた。

被告人ブッシュは、上記の大統領権限により、2001年10月7日に開始されたアフガニスタンに対する武力行使、民間人への攻撃等について、米軍に指揮・命令した。

よって、被告人ブッシュは、後述の各罪の検討と併せ考えれば、侵略の罪、戦争犯罪、人道に対する罪にあたる2001年10月7日以降のアフガニスタンに対する武力行使を命令し、実施したといえる。

従って、被告人ブッシュは、侵略の罪、戦争犯罪、人道に対する罪について、直接の刑事責任を負う。

### 第2 上官の責任

ICTA 規程 6 条 3 項は、同規定 3 条、4 条に規定する犯罪について、以下の場合、上官として刑事責任を負うことを定めている。

- ・上官が、自分の部下が、上記の犯罪行為を犯したことを知っていた、または知るべきであった場合
- ・上官が、上記の犯罪行為を避けるための、または、犯罪行為を行った人を処罰するための必要かつ合理的な措置を取ることを怠った場合

そして、本訴状記載の各戦争犯罪について、詳しくは後述するが、被告人ブッシュは、米軍の上官たる米国大統領として米軍を統括・支配しており、米軍が、後記各戦争犯罪を犯したことを知っていた、または知るべきであったし、米軍による各戦争犯罪を避けるための、または、各戦争犯罪を行った米軍兵士を処罰するための必要かつ合理的な措置を取ることを怠ったといえる。

従って、被告人ブッシュは、後記各戦争犯罪について上官としての刑事責任を負うのである。

### 第3 本件で起訴しなかった共犯者達

本件犯罪を実行したのは、被告人ブッシュのみではない。

今回は、被告人ブッシュのみを起訴するが、チェイニー米国副大統領、ラムズフェルド同国防長官、パウエル同国務長官、ブレア英国首相、小泉純一郎日本国首相も共犯者である。

すなわち、被告人ブッシュは、米国大統領としての権限により、チェイニー、ラムズフェルド、パウエルに対し、アフガニスタンへの武力行使のための措置を取るよう命令し、チェイニー、ラムズフェルド、パウエルは各人の権限に基づき、アフガニスタンへの武力行使を共同して実施したのである。

被告人ブッシュは、アフガニスタンに対する武力行使について、英国軍に指揮命令権を有するブレアに協力を要請し、ブレアは、それに応えて英国軍を指揮命令して米軍とともにアフガニスタンへの武力行使をなした。

被告人ブッシュは、アフガニスタンに対する武力行使について、日本国自衛隊に指揮・命令する権限を有する小泉純一郎に協力を要請した。小泉はそれを受けて、日本にある米軍基地からの米軍のアフガニスタン派兵を事実上認め、自衛隊の補給艦、護衛艦をインド洋に派遣し、燃料補給活動をするなどの共同実施及び幫助を行った。

従って、チェイニー、ラムズフェルド、パウエル、ブレア、小泉純一郎も共同正犯及び幫助犯にあたることを指摘しておく。

また、チェイニー、ラムズフェルド、パウエルも被告人ブッシュ同様、上官としての刑事責任を本来負うものである。

# 第三章 侵略の罪

## 第1 侵略の罪

2001年10月7日以降、被告人ブッシュは、「9・11事件」への対処と称し、アフガニスタンの主権侵害につながるアルカイダの殲滅、アフガニスタン都市軍事占領、タリバン政権打倒、鉱物資源確保などの目的で、同年10月7日、米軍にアフガニスタン武力攻撃を命令して、同日以降、幾度となくアフガニスタン空爆を繰り返して多くのタリバン関係者及び民間人を殺害し、同年11月13日、米軍の支援を受けた「北部同盟」の軍隊によって、アフガニスタンの首都カブールを陥落させて同国のタリバン政権を崩壊させ、米国に友好的な北部同盟を中心とする政権が樹立された後も、タリバン掃討、アルカイダ搜索と称して、同国に米軍を進駐させ、軍事作戦を継続し、もって侵略の罪を犯したものである。以下、詳述する。

## 第2 事実の経緯

### 1 2001年9月段階のアフガニスタンの状況

アフガニスタンでは、北部同盟が一部地域を支配しており、同時に、首都カブールをはじめとする主要都市をタリバン政権が実効支配していた。

### 2 アフガニスタン攻撃を決定

2001年9月11日、米国ニューヨーク州世界貿易センタービルに2機のジェット旅客機が突入し、ビル及びその周辺を大破させる事件がおき、数多くの人命が奪われた。

同日、被告人ブッシュは、「テロの攻撃である」と断定し、一連の事件に関連して、米軍が米国内外で厳戒態勢を取ると言明した。

翌12日、被告人ブッシュは主要閣僚との会議後に、「われわれはテロ行為をもくろんだ者とテロリストをかくまう者たちとを区別しない」「攻撃は戦争行為(acts of war)であった」と言明した。

同日、国際連合安全保障理事会(以下、「国連安保理」と略す)決議1368が出された。

同月15日、被告人ブッシュは、会見で、ウサマ・ビンラディン氏を「9・11事件」の「主要な容疑者」と表現した。

同月17日、被告人ブッシュは、会見で、「ビンラディン氏の死を望むのか」との質問に直接的な回答を避けたものの、「子供のころ、西部劇で『生かそうが、殺そうが』と書かれた指名手配のポスターを見た」と語った。これは、ウサマ・ビンラディン氏を徹底的に追い詰める意向を表明するとともに、必ずしも生きてきたままの拘束にはこだわらず、今後の軍事報復作戦の中で、同氏の殺害もあり得ることを間接的に認めることを示唆した発言である。

なお、上記発言について、フライシャー大統領報道官は、海外での要人暗殺を禁止した大統領行政命令(76年)は現在も有効だが、「戦時下の自衛措置」は許されると述べ、ウサマ・ビンラディン氏を暗殺しても法的な問題はないとの見解を示した。

同月20日、被告人ブッシュは、「9・11事件」後初めて米上下両院合同本会議で演説し、ウサマ・ビ

ンラディン氏を重要容疑者として名指しし、同氏を含むすべてのテロリストの引き渡しをタリバン政権に要求した。また米軍に軍事報復の準備を求める一方、長期にわたる「テロとの戦争」を勝ち抜くための「決意」を国民に求めた。

被告人ブッシュは、上記演説の冒頭、9・11事件について、米捜査当局が集めた証拠は「ビンラディンの組織『アルカイダ』がテロを実行したことを示している」と指摘した。同氏をかくまっているとされるタリバン政権に、このままでは「殺人に関与することになる」と警告し、アフガニスタン国内にいるアルカイダ全員の即時引き渡しを求めた。またアルカイダへの支援が指摘される外国政府に対し「米国の側につくのか、テロリストの側か、選択しなければならない」と態度決定を求め、テロ組織を直接間接に支援する国には、厳しく対処していく方針を改めて示唆した。

同月24日、アナン事務総長は、国連総会での演説で「誰もが理解でき、誰もが受け入れられる、明確で透明な手続きを通じて、実行犯に法の裁きを受けさせるために、努力を惜しむべきでない」とし、「暴力を拒否し、現代の政治・経済問題は、平和的に解決できることを私たちの行動で証明しよう」と呼びかけている。

同月26日、被告人ブッシュによる、北部同盟への資金提供、ウサマ・ビンラディン氏殺害の情報命令に基づき、CIA工作チーム「ジョーブレーカー」が、カブールの北約100キロ地点にある簡易離着陸場付近の村に潜入した。その際、CIA工作員ゲアリが、北部同盟の情報・公安部長ムハンマド・アリフ・サワリに、北部同盟の部隊の増強資金として50万ドルを提供し、また、今後のさらなる北部同盟への支援を約束した。

同月28日、国連安保理決議1373が出された。

10月1日、被告人ブッシュは、ワシントンの連邦緊急事態管理局(FEMA)で演説し、テロ活動に関連する銀行口座600万ドルを凍結し、米兵2万9000人を中東周辺に配備するなどテロに対する戦いがさまざまな分野で進展していることを強調した。被告人ブッシュは、演説の中で、軍事力の動員について、「米軍は(軍事作戦への)準備ができた」と述べ、兵力2万9000人、2空母戦闘部隊、水陸両用作戦部隊が配置につき、予備役1万7000人を招集したことを明らかにした。ホワイトハウスによると、航空機349機も配備された。

翌2日、被告人ブッシュは、米議会指導部と会談後、タリバン政権に対する「タイムテーブル(予定表)はない」と記者団に語り、米側の判断でいつでも報復攻撃に踏み切る考えを明らかにした。

また、同日、被告人ブッシュは、タリバン政権に対し、ウサマ・ビンラディン氏とアルカイダメンバーの引き渡し、テロリスト養成キャンプの破壊を要求するとともに、「交渉はしない。カレンダーもない。我々の時間で行動する。世界の自由のためだ」と語った。

### 3 米英軍の空爆の開始

2001年10月7日未明、米英軍はアフガニスタンに対する空爆を開始し、その主な攻撃地点は首都カブール、北部マザリシャリフ(北部同盟に対する前線基地がある)、東部ジャララバード、クンドゥズ、ファラー(タリバンの軍事基地やアルカイダの訓練施設などがある)、南部カンダハル(タリバン軍司令部がある)、西部ヘラート(空港)など主要都市31カ所に及んだ。

以後、11月13日のカブール陥落に至るまで、首都カブールとタリバンの拠点カンダハルを中心に、上記の都市などに対して毎日連続して激しい空爆が続けられた。

攻撃対象には、ジャララバードの南約35キロのトラ・ボラにあるウサマ・ビンラディン氏のアルカイダの軍事訓練キャンプも含まれていた。

同日、被告人ブッシュは、ホワイトハウスにおける緊急記者会見において、戦争開始を宣言した。

テレビ演説の要旨は次の通りである。

「米軍は英軍の協力を得てアルカイダの訓練基地とアフガニスタン・タリバン政権の軍事施設に対する

攻撃を始めた。

軍事目的はテロリストがアフガニスタンを基地や作戦に利用するのを阻み、タリバン政権の軍事力に攻撃を加えることだ。

カナダ、豪州、ドイツ、フランスが作戦への参加を表明。その他40カ国以上が領空通過や(米軍の)着陸に協力し、さらに多くの国が情報を共有してくれた。

私は2週間以上前、タリバン政権に対し、テロリスト基地の閉鎖、アルカイダ幹部の引き渡し、拘束下にある米国人など外国人の送還を求めたが、実行されなかった。タリバンは代償を払うことになる。

基地や通信機能を破壊する事で、テロ組織の新たな悪しき計画を阻む。テロリストは洞窟などに隠れるだろうが、我々は彼らを引き出し司法に連行する。

アフガニスタンの圧制に苦しむ人々は米国の寛大さを知るだろう。我々は軍事拠点を攻撃するが、食糧や薬品も投下する。米国はアフガニスタンの、そして世界の数10億のイスラム教徒の友人だ。

きょう我々はアフガニスタンに焦点を当てているが、戦闘はより広いものになる。この戦いに中立はない。各国はテロリストの敵か味方が、選択しなくてはならない。」

同日の記者会見で、フライシャー米大統領報道官は、「ウサマ・ビンラディン氏がいなくなっても(軍事)行動は続けられる」と言明、今回の攻撃が、米中枢同時多発テロの最重要容疑者とされるウサマ・ビンラディン氏のみならず、タリバン政権打倒を狙ったものであることを示唆した。

同月11日、被告人ブッシュは、ホワイトハウスで会見し、軍事作戦は計画通り進んでいること、軍事作戦後のアフガン新政権に関しては、国連が枠組みを示すであろうこと等について言及した。

同月15日、米軍は、空軍特殊部隊の対ゲリラ攻撃機AC130二機を初めて投入し、空母からの戦闘攻撃機など百機を超える作戦機と巡航ミサイル5発で12カ所の標的を攻撃し、7日の空爆開始以来、最大規模の空爆を実施した。

同月18日、アフガニスタンに空爆を続行している米英両軍は制空権をほぼ掌握し、地上を移動中の部隊を自由に捕そくして破壊する対地攻撃へと作戦の焦点を移しつつあった。

空爆開始以来、この時までには米英両軍が投下した爆弾やミサイルは2千発以上であった。

翌19日、米軍は、地上戦を開始した。

#### 4 北部同盟への軍事的梃子入れ

米軍は2001年10月21日夜から22日にかけて、北部同盟が占拠しているカブール北方の要衝ジャブルサラジ付近にあるタリバンの前線や首都北方約25キロのバグラム空軍基地付近を繰り返し空爆した。タリバンはこの前線に精鋭部隊を配置して、北部同盟のカブールへの進軍を阻んできたため、この空爆は北部同盟の進軍を助けるためであった。

また、南部カンダハルに隣接し、ウサマ・ビンラディン氏の軍事拠点が点在するウルズガン州やヘルマンド州を激しく空爆した。さらに北部では北部同盟が進撃を続けるマザリシャリフ近郊のサマンガン州、バルフ州などのタリバン陣地を標的にして、北部同盟の進撃を助けた。

11月6日、ラムズフェルド国防長官は、アフガニスタン国内に投入した米軍特殊部隊が先週に比べ2.5倍に増えたことを確認し、今後も増強を続けると言明した。更に「少なくとも1日60波、最近では多ければ120波の空爆を続けている」と付け加えた。

米軍は同月6日夜から7日にかけて首都カブール周辺やマザリシャリフの前線に激しい空爆をした。

同月10日未明、最大の激戦地であり、アフガニスタン北部要衝都市マザリシャリフからタリバン軍が撤退し、北部同盟がマザリシャリフを制圧した。それから数時間も経たないうちに、米軍のB52戦略爆撃機がカブール北方25キロのタリバン前線の塹壕を爆撃し15発の爆弾を投下した。

#### 5 タリバン政権の崩壊と暫定政権の発足

2001年11月13日、首都カブールを北部同盟が制圧した。ほとんど戦闘らしき戦闘がない状態での制圧であった。タリバンは戦車や軍用車両を南部の拠点カンダハルに向け撤退した。早くもタリバンのビルなどで略奪が始まった。

また、カブール市内では、早くも北部同盟各派による市内分割占拠が始まった。

しかし、ラムズフェルド国防長官は、「戦いはまだ終わっていない」と今後も空爆を継続することを表明した。あわせて、特殊部隊を派遣していくことも表明し、すでに、カブールとマザリシャリフの空港に特殊部隊を派遣したことを発表した。

同月14日、チェイニー副大統領は、タリバンは崩壊したとしながらも「今後も攻撃は継続する」と表明し、タリバンの本拠地カンダハルを中心に、以後も爆撃を続行した。

同月16日、イスラム教にとって最重要なラマダンに入ったこの日も、米軍は激しい空爆を続行した。国防総省のマグロー報道官は「米軍は(ラマダン入りした)今日も空爆を実施している。ラマダンによって作戦を変更することはない。」と今後も引き続き空爆を続行することを言明した。

16日夜から17日未明にかけて、アフガニスタン東部のコーストを激しく空爆し、タリバンのハッカ二国境相の自宅や近接する神学校を爆撃した。

米軍は、同月22日には70機の戦闘機を投入し、カンダハルとクンドゥズに激しい空爆を行った。

同月30日、米軍機は、タリバン最後の拠点カンダハルの空港へ集中的に空爆を加えた。この日の空爆は、10月7日の空爆開始以来最大規模のものであった。

11月30日から12月2日にかけて、米軍は東部ジャララバード周辺に、多くの一般市民や味方の反タリバン勢力司令部までも激しく空爆した。これによって多数の犠牲者が出た。

12月4日、被告人ブッシュは、ABCテレビのインタビューで「攻撃は非常に重要だ。(アフガニスタンとは)別の場所で軍事力を行使する必要がでてくるだろう。」と述べ、アフガニスタン以外へと攻撃を拡大する意向を再度表明した。

同月5日、アフガニスタンの反タリバン4派は、ドイツのボンで、アフガン暫定行政機構に関しての合意文書に署名した。4派それぞれが閣僚推薦名簿を提出しながら、実際の最終合意文書での閣僚名簿はそれとは全く違ったものとなっていた。米国の関与があったためである。

同月22日、暫定行政機構としてカルザイ政権が発足した(正式名称「アフガニスタン・イスラム移行政権」)。にもかかわらず、米軍はタリバンやアルカイダがいると目される東部地域を中心に軍事攻撃を続行した。

## 6 現在まで続く米国の軍事作戦

2001年12月28日、アフガニスタン暫定行政機構からの空爆停止の要求に対し、被告人ブッシュは、休暇先のテキサス州で、「米軍のアフガニスタン駐留は長期にわたる」と、空爆停止や撤退には応じない考えをあらためて表明した。

同日、米軍はアフガニスタン東部のコースト周辺で、「アルカイダ兵士を保護してはならない。米軍はアルカイダのいる場所はどこでも空爆する」とのビラを空から大量に投下した。更にビラには、「空爆に苦情を言うことはできない」との脅し文句も付け加えられていた。

同月30日、米軍は、東部パクティア州のニアジカラ村を戦闘機1機、B52爆撃機、対地攻撃ヘリコプター2機で空爆した。

2002年1月11日夜、米軍は東部コースト近郊ザワル地区への大規模空爆を再開した。この空爆再開に抗議して、同日、米軍の大規模空爆が続くアフガニスタン東部コースト近郊4地区の住民代表が作る地方議会(ジルカ)が、「米軍の爆撃反対」の声明を出した。これら地方議会は、米軍とアフガニスタン暫定政権に対し、「アルカイダやタリバンの部隊はこの地域にはいない。きっちり調べるべきだ」と空爆の停止と厳密な調査を要求した。

同月23日、ブッシュ政権は、2003会計年度の軍事予算を480億ドル、日本円にして約6兆4500億円、率にして15%もの大幅増額することを明らかにした。この増額分は、戦争準備金に100億ドルの他、新型兵器購入やミサイル防衛に当てるとした。米国の2003会計年度の軍事予算は総額3800億ドル、日本円にして約51兆円である。

同24日、ラムズフェルド国防長官は、「我々は、(アフガニスタン復興の)プロセスに参加し、支援する義務がある」と、少なくとも6月まではアフガニスタンに米軍が駐留することを言明した。

3月1日未明から2日にかけて、米軍は昨年10月7日の空爆開始以来最大規模の空爆と地上戦を開始した。東部パクティア州の州都ガルデス近郊に激しい空爆を加え、また、同地区に潜伏しているとされているアルカイダ兵等との地上戦に、アフガニスタン侵攻作戦後初めて大量の米正規軍を投入した。米軍はこれをアナコンダ(大蛇)作戦と命名し、引き続き戦争を行っていく意図を明らかにした。

同月3日、アフガニスタン東部ガルデス近郊への空爆で、米軍は、新型特殊大型兵器「サーモバリック」(熱圧爆弾)を初めて使用した。B52から2発を投下した。この熱圧爆弾は、起爆すると爆薬が拡散し高熱の熱風と強い衝撃波を生み出す、きわめて殺傷力が強い爆弾である。

同月8日、被告人ブッシュは、フロリダ州で演説し、今後も米兵に死傷者が出る可能性を指摘し、アフガニスタンでの大規模空爆と地上戦を継続することを訴えた。

2003年6月30日現在、米軍は、被告人ブッシュの指令により、なおアフガニスタンに駐留している。

### 第3 侵略の罪の定義

#### 1 侵略の罪

侵略の罪とは、他国に対して自国の政治的、軍事的行動を指示する権限ある者または指揮を実行する立場にある者による、国家主権、領土権、国家の政治的独立ないし他国人民の不可侵の人権に対する脅威または侵犯を目的とし、国連憲章に違反する武力行使により、他国人民から人民自決、自由及び独立の権利を剥奪すること、である。

#### 2 侵略を構成する武力行使

侵略を構成する武力行使とは

- (a) 他国の領土に対する武力による侵攻または攻撃、たとえ一時的なものであっても、当該侵攻から結果として生じた軍事的占領、他国またはその一部の領域の武力行使による併合
- (b) 他国の領土に対する武力による空爆
- (c) 武力行使によって他国の港または沿岸を封鎖すること
- (d) 武力行使によって他国の領海または陸軍、空軍、海軍を攻撃すること
- (e) 受け入れ国の協定によって与えられた条件に反して他国の領域内で武力を行使すること、または当該協定の満了期限を越えて、当該領域内に駐留し続けること
- (f) 他国が自由に使える自国の領域において、当該他国が第3国に対する侵略行為を犯すため使用することを許す行為
- (g) 一国によってまたは一国に代わり、上の諸行為にあたるまたは事実上の介入にあたるような重大性を持って他国に対し武力行為を実行する軍団、組織、不正規軍または傭兵を派遣することである。

### 3 立証責任

戦争が一般的に違法とされ禁止されている国際法秩序の中では、例外的に扱われる「国連憲章に違反しない」武力行使を認めるためには厳しい要件が必要とされ、武力を行使する側がこの要件の立証責任を負う。

## 第4 被告人ブッシュの行為は「侵略の罪」に該当する

### 1 各要件の検討

第2で述べた事実によれば、

被告人ブッシュはアメリカ合衆国大統領として、アメリカ合衆国の政治的軍事的行動を指示する権限があった。

実際その指示により、米軍は、アフガニスタン国家の領土を空爆し、タリバン政権の軍隊を攻撃し、その領土に侵攻し、首都カブール、マザリシャリフ、ジャララバード、クンドゥズ、ファラー、カンダハル、ヘラート、カライジャンギなどの主要都市を軍事占領ないし制圧した(2(a)(b)(d))。

なお、侵略の罪が、「他国人民から人民自決、自由及び独立の権利を剥奪する」という結果発生を問題にする以上、この罪における国家とは、その主権等の侵害がそうした結果発生をもたらすような政治権力・領域の総体をいう。

この点で、タリバン政権は、上記主要都市及び主要道路等を掌握し、その住民を施政下においてアフガニスタンを実効支配していた。したがって、アフガニスタンはタリバン政権が主権を行使する「国家」として侵略の罪の保護の対象となる。

さらには、米軍は、首都カブールを陥落させてタリバン政権を崩壊させ、その意向のままに新政権が樹立された後も同国に駐屯し軍事攻撃を続行するなど、アフガニスタン人民の自決権、自由及び独立の権利の政治的独立を奪った。

被告ブッシュらは開戦にあたり、タリバン政権の問題性や人権抑圧等を強調した。しかし、政府の打倒樹立の決定を行うのは、アフガニスタン人民の権利であって、他国政府が武力により干渉し政権転覆をすることは許されない。

すなわち、国連憲章1条2項は、「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること」を国連の目的とし、「その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」人民の権利を、国際人権規約共通1条1項に規定した。

ところが、米軍の攻撃・占領により、アフガニスタン人民が政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求することが不可能となったのである。

アルカイダの処遇は、アフガニスタンの主権に属する事柄であるが、米軍がそれに対し武力を行使する目的を有していたことは明白である。また、「テロリストとそれをかくまう者を区別せず攻撃する」との被告人ブッシュの発言に加え、実際に米軍が空爆、軍事占領により、タリバン政権の機能を破壊したことからすれば、タリバン政権打倒の目的を有していたことも認められる。アメリカの中東石油戦略からすれば、アメリカがアフガニスタンの主権を侵害して石油資源を確保するとの目的も認められる。少なくとも、実際に、武力攻撃によってタリバン政権の領土保全機能を麻痺させて侵害し、国民を殺戮して対人主権を侵害したことからすれば、国家主権、領土権、国家の政治的独立に対する侵犯の目的は認められる。

### 2 小括

以上から、被告人ブッシュの命令による米軍によるアフガニスタン攻撃は、「侵略の罪」にあたる。



## 第5 予想される抗弁への反論「国連憲章に違反する」武力行使

念のため、被告人プッシュ側の「国連憲章に違反しない」との予想される抗弁に対して、以下のように反論しておく。

### 1 武力行使原則禁止を確認した国連憲章

第1次世界大戦後の国際連盟規約、1928年の不戦条約、第2次世界大戦後の国連憲章へと、国際法は、戦争の違法化へ発展した。国連憲章2条4項は、武力による威嚇と武力の行使を禁止し、同3項は、国際紛争の平和解決義務を加盟国に課した。例外的に武力行使が許容されるのは、国連の集団的安全保障の一環としての軍事制裁(42条)と、それを補完する自衛権の行使(51条)の場合のみである。そして、武力による復仇(仇討ち)は明確に禁止された(友好関係原則第一原則6項 1970年10月24日国連総会決議付属文書)。

### 2 「自衛権の行使」として正当化されない

国連憲章51条には、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間、個別的又は集団的自衛権の固有の権利を害するものではない」とある。

武力行使禁止原則に鑑み、自衛権行使は、憲章51条及び国際慣習法に基づき、厳格に限定的される。以下に、詳しく論じる。

#### (1) 「9・11事件」は「武力行使」ではない

a) 「9・11事件」は、国連憲章51条が予定する自衛権行使の対象としての「武力行使」に該当しない。

自衛権発動には、国家による正規軍の武力行使、また、これと同視しうる国家の実質的関与が必要とされる(国際司法裁判所「ニカラグア事件判決」)。しかし、「9・11事件」は、国家による武力行使であるとは証明されていない。

ゆえに、ハイジャック、建造物損壊、殺人などの国内法上の犯罪として捜査すべきであった。たとえば、1988年のパンアメリカン航空機爆破事件の際には、爆破地であるスコットランドの法律により、公正を期すためオランダで裁判が行われた。

b) また、アフガニスタンの武力行使と同視しうる実質的関与はなされていない。

まず「9・11事件」が、ウサマ・ビンラディン氏及びアルカイダによるものであるという証明はない。アメリカが2001年10月7日、イギリスが同年10月4日に、国連安保理議長に送った書簡、アメリカ国防総省が12月13日に公表したビデオテープは証拠として極めて不十分なものにすぎず、ウサマ・ビンラディン氏及びアルカイダのメンバーを訴追・処罰可能な程度に、その関与が証明されていない。

仮に、ウサマ・ビンラディン氏とアルカイダが「9・11事件」を行ったと認定したとしても、彼らを「かくまっている」だけではアフガニスタンをアメリカの自衛権行使の対象となし得ない。

すなわち、前述の実質的関与とは、当該国家が「事実上、当該犯罪行為を行った集団を命令・支配している場合」、「当該犯罪行為を行った集団を自身のものとして認知・採用する場合」他、きわめて重要な程度にまで当該国家がその犯罪行為に関与しているケースである。(国際司法裁判所「ニカラグア事件判決」「テヘラン事件判決」「国家責任に関する条文最終草案」参照)。

本件では、最大限認定したとしても、タリバン政権が、活動を黙認した程度の関与であって、上記「命令・支配」「認知・採用」その他の実質的関与のいずれかを行ったという証拠は何ら存在しない。

(2) 「武力攻撃が発生した場合」にあたらぬ(緊急性)

前述の戦争違法化の流れの中で、国連憲章51条は、自衛権行使を「武力攻撃が発生した場合」と規定した。従って、「武力攻撃が発生した場合」とは、武力攻撃が現に継続している場合を意味する。

とすれば、「9・11事件」は、その日で終息しており、継続していない。しかも、被告人ブッシュの指令による米軍のアフガニスタン攻撃は、「9・11事件」から4週間も経過した同年10月7日である。従って「(武力攻撃が)発生した場合」とはいえない。

この点では、アフガニスタン攻撃では、将来の「テロのおそれ」があることも理由とするいわゆる先制的自衛権論も採られた。

しかしながら、国連憲章51条の文理解釈から、先制的自衛権を導くことは到底できない。条約法に関するウィーン条約は、条約の解釈に関する一般的規則として、「用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」(31条1項)ものとしている。

戦争違法化の系譜に照らしても、「先制的自衛権」は国際法上許容されるものでないことは明白であり、これは、1981年にイスラエルが先制的自衛としてイラクの核施設に爆撃を行ったのに対し、安全保障理事会が非難したように、国連の慣行でも受け入れられている解釈である。

(3) 補充性の要件を満たしていない

国連憲章51条が「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間」に自衛権行使を限定していることや、前述の武力行使違法化の系譜から、自衛権行使は、国連憲章上の他の必要な措置を採り得ず、自衛権行使以外に採り得る方法がなかった場合、との補充性の要件が導かれる。

しかし、後述のように、安全保障理事会は決議1368と1373の2つの決議をなしそれに基づく措置を取ることが可能であった。

また、安全保障理事会を通じ、パンアメリカン航空機事件の際のように、特定国を名指しして犯人引渡を要求し、不引渡の場合に非軍事的制裁措置を決議することも可能だった。さらに、アメリカ合衆国はタリバン政権と交渉も行ったのであり、さらに外交努力を継続することで、平和的な解決は十分に可能であった。

以上のように、武力公使以外の代替措置は十分取り得たのであって、米軍のアフガニスタン攻撃は補充性の要件を欠く。

(4) 均衡性の要件を満たしていない

自衛のためにとられる措置は、「武力攻撃に比例し、かつ、反撃のために必要な措置しかとってはならない」とする具体的な規則があり、これは国際慣習法で十分確立された規則である(核兵器の使用・威嚇の違法に関する国際司法裁判所1996年7月8日付勧告的意見)。

たしかに「9・11事件」は大きな被害をもたらしたが、アフガニスタンへの米軍の武力攻撃は、アフガニスタンの広汎な地域に及び、軍事占領し、その政権を転覆したうえ、後述するように、多数の民間人を殺傷し、民間施設を破壊し、生活を破壊して難民を発生させ、捕虜を虐待、虐殺したのであって、均衡性の要件を欠く。

3 武力行使を容認する安保理決議は存在しない

国連憲章第42条には、「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。」とある。

前記のように、国連安全保障理事会は、「9・11事件」後、被告人ブッシュの指示による米軍によるアフガニスタン攻撃までに、1368、1373の2つの決議を行っている。

(1) 安保理決議1368の要旨は、「安保理は、国連憲章の原則、目的を再確認し、テロリストの行為

がもたらした国際平和・安全保障への脅威に対し断固として戦う決意である。憲章にのっとり個別または集団的自衛権を認める。

テロ攻撃の犯人、組織者、支援者らを裁きの場に連行するようすべての国の緊急協力を求める。犯人、組織構成員、支援者らへの援助や隠匿については、その責任が問われることを強調する。

国際社会にテロ行為の防止、取り締まりの努力強化を求める。その中には、関連する諸国際協定や安保理諸決議、特に99年10月19日の決議1269号(在アフリカ米大使館テロ事件に関してウサマ・ビンラディン氏の即時引き渡しを要求)の全面順守を含む。

9月11日のテロ攻撃に対応し、すべての形態のテロと戦うため、必要な全手段をとる用意があることを表明する。」というものである。

- (2) 安保理決議1373の要旨は、「『国連憲章7章のもとで行動すること』を明示し、各国に資金調達の防止、資金凍結を義務づける。『いかなる形態の支援、かくまうこと』も禁止する。テロ遂行を『防止するための情報の提供』を義務づける。そして、これら『決定内容の履行を監視する』ための安保理全理事国で構成する委員会の設置を決める」というものである。
- (3) しかし、上記2つの安保理決議は、以下に述べるように、いずれも、被告人ブッシュにアフガニスタン攻撃指令の権限を与えたものではない。
- a) 国連憲章42条には、「第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるとき」とあり、非軍事的措置が先行するものとしている。さらに40条の暫定措置や39条の勧告が先行するものとしている。その観点から、各決議について検討する。
- b) 決議1368には「必要な全手段をとる用意がある」とあるが、9月24日には、アナン事務総長が国連総会での演説で「法の裁き」と「平和的解決」を呼びかけており、「必要な全手段」には武力攻撃は含まれないことは明かである。
- また、その「必要な全手段をとる」主体は国連安保理であり、個々の加盟国に必要な措置を許可したものではない。まして、決議の履行をアメリカ合衆国という特定国に授権した内容となっていない。
- さらに、アフガニスタンを決議内容の対象として挙げてはいない。パンアメリカン航空機事件犯人不引渡の際には、リビアを名指しして非軍事的制裁措置が決議されたことと比較すれば、決議1368はその段階にさえ至っていないことが分かる。
- c) 決議1373は、テロに対する国際協力の強化を目的としたもので、軍事的制裁につき、何ら決定をしておらず、アフガニスタン攻撃について授権をしたものではない。
- d) 加えて、決議1368と1373の前文は、個別的・集団的自衛権を認めるとしているが、前文には法的拘束力はなく、また、国連憲章51条の規定を確認したに過ぎず、それをもって自衛権の行使としてのアフガニスタン攻撃を認めたものと考えすることは出来ない。
- (4) 従って、決議1368、1373は国連憲章42条によってアフガニスタンへの武力行使を容認したものではない。

#### 4 小 括

以上のとおり、米軍のアフガニスタンに対する武力侵攻が、国連憲章、国際法上何ら正当化されないことは明白であり、国連憲章に反してなされたアフガン攻撃は「侵略の罪」に該当する。

# 第四章 戦争犯罪

## 第1 民間人攻撃

### 1 民間人攻撃の戦争犯罪性

(1) 2001年10月7日から米軍が開始したアフガニスタン各地への空爆により、米軍は、非戦闘員すなわち一般住民に多大な被害を発生させた。マーク・ヘロルド米ニューハンプシャー大学教授は、空爆による民間人犠牲者数を、攻撃時間と場所を特定しながら調査した報告書を公表した。

集計方法は、2001年10月7日から2002年3月までにわたる期間中、新聞をはじめ様々な報道機関によって公式に発表された死亡者数だけを、重複計算を避けて集計したものであり、2001年12月23日の1回目の報告では、「10月7日から12月6日までの空爆による一般市民の犠牲者は少なくとも3767人に上っている」とし、2002年1月6日の2回目の報告で、「空爆開始から12月29日までの空爆での、アフガニスタン民間人の犠牲者数は4000人前後」としている。

しかし実際には、それら犠牲者のほとんどは空爆開始から2001年12月10日までの9週間に集中していること、米軍がメディアの従軍を許さない中であって報道機関の知るところとなった死者数の統計に過ぎないことから、現実には、この数字をはるかに超える人命の被害が発生していることは疑いがない。

(2) 米軍の一連の民間人攻撃は、「故意による殺人」(ICTA 規程第3条1a)、「身体または健康に故意によって深刻な苦痛を引き起こし、または重大な傷害を与えること」(ICTA 規程第3条1c)、「一般住民または敵対行為に直接参加していない民間の個人に対して意図して攻撃を加えること」(ICTA 規程第3条2a)、「過剰な傷害もしくは不必要な苦痛を生じさせる性質を帯び、または武力紛争に関する国際法に違反してそもそも無差別的な性質を帯びた兵器、投擲物及び物質ならびに戦闘手段を使用すること」(ICTA 規程第3条2p)に該当する。

### 2 無差別爆撃による民間人殺戮

米軍は、通常兵器による無差別爆撃で、アフガニスタンの多数の民間人を殺戮した。

#### (1) 攻撃初日

2001年10月7日未明、米軍はアフガニスタンに対する空爆を開始し、その主な攻撃地点は、首都カブール、マザリシャリフ、ジャララバード、クンドゥズ、ファラー、カンダハル、ヘラートなど主要都市31カ所に及んだ。

報道された限りでも、10月7日の空爆により、7ヶ所の住民地区が被害を受け、7日から8日にかけての市民の死亡者数は49～50人とされている。

このうち、被害にあった1ヶ所はカブールの産婦人科病院(400ベッド収容)であり、空爆の結果、13人(あるいは19人)の女性が死亡した。同じくカブールのカスバ・カーンの空港近辺ならびにラジオ局があるマール丘の近辺にあるそれぞれの住宅地にクルーズ・ミサイルが打ち込まれ、合計20人が犠牲者となった。

## (2) 民間人攻撃

米軍は、初日の攻撃で多大な死者が出たことを認識しながら、以後毎日「誤爆」と称して民間人攻撃を続けた。報道された範囲でも、12月10日までに行われた住民を攻撃目標とする空爆は130ケース近くにのぼり、その結果としての一般住民の毎日の平均死亡者数は41～47人となっている。

報道された米軍の民間人攻撃により、大量の殺戮が行われたのは以下のとおりである。

### a) 2001年10月

10月9日、米軍の攻撃は、カブールの他、カンダハル、ヘラート、ジャララバード、マザリシャリフなど8地域に上り、カンダハルでは白昼の空爆で少なくとも市民20人が死亡した。

10月10日、カブール、カンダハル、ジャララバードで激しい空爆が行われ、ミサイルが住宅を直撃するなどして女性や子どもなど多数の市民が死亡した。カンダハルでは、10日から11日にかけての攻撃で民間人30人以上が死亡し、35人が負傷した。

10月11日、ジャララバード西方約30キロの山間の小村落、カラム村に無差別爆撃が加えられ、泥造りの民家約60戸が破壊され、民間人160～200人が死亡した。カラム村にはタリバン兵は全く存在しなかった。

10月13日未明、米海軍F A 18戦闘攻撃機がカブール基地を狙って約900キロという大型の衛星誘導爆弾を投下した。米国防省は、その1つが標的を逸れて、約1.6キロ離れた民間住宅地に着弾し、民間人に犠牲が出たことを認めた。

10月17日、カンダハルの中心地の民間住宅地・商店街が空爆され、40～47人が死亡した。カンダハル郊外のミルザアフマドカーン村の2つの診療所が米軍の爆撃を受け、8人が死亡、20人が負傷した。カンダハル郊外では、トラック2台が直撃を受けて避難民7人が死亡した他、家屋が空爆されてチャノイ地区では12人が死亡、パゲプル地区では13人が死亡した。

10月18日、カンダハル中心地にある市場ならびに住宅地が爆撃され、10～47人と推定される死亡者が発生した。

10月20日の米軍による空爆は、ヘラートで60～70名、カンダハルで50名を殺した。同日、米軍は、カブールへの攻撃にF 14戦闘機を投入したが、米国防省は、F 14戦闘機が目標から2.4キロ離れた住宅地を「誤爆」と認めた。

10月21日、タリクットでトラクターとトレラーに乗って避難中の住民に空爆が行われ、子供9名を含む20名が死亡した。

同日、ヘラートの軍病院と回教寺院にクラスター爆弾が投下され、両建物を破壊し、100名が死亡した。

10月22日、ヘラートで病院が爆撃を受け100人以上が死亡した。23日には、ヘラートで高齢者施設が爆撃を受け100人以上が死亡した。同日、カンダハル州のチョウカー・カリズ村が数機のAC 130掩護機による夜間攻撃を受け、村は抹消され、52～93名が死亡した。

10月24日、タリン・コットの道路にて避難途中の住民を米軍機が爆撃し、20～30名が死亡した。25日、カンダハルで満員の大型バスが攻撃ヘリコプターの攻撃を受け10人以上が死亡し、27日、北部同盟が支配するカブール北東のガニヒル村でミサイルが民家を直撃し、民間人10人が死亡し、19人が重軽傷を負った。

10月31日、早朝4時半頃、カンダハル市内の赤十字社診療所がF 18戦闘機から投下された爆弾を受け、11～25名が死亡、25名が重症を負った。

### b) 2001年11月

11月に入り、米軍は、誘導爆弾による軍事目標への爆撃からB 52戦略爆撃機等による絨毯爆撃へと空爆作戦を変更し、連日カブール、カンダハル、マザリシャリフ等で絨毯爆撃を行い、多数の民間人

を殺戮し、負傷させた。

このうち、死者の多い爆撃(通常兵器)は以下のとおりである。

1 1月5日、バルク州マザールの南70マイルの地点にあるオゴブルック村が爆撃され、36名が死亡した。

1 1月10日、カンダハルの北東70キロの地点にある三つの村が爆撃され、133～300名の死亡者が出る。

1 1月17日、クートの神学校が攻撃を受けて62人が死亡、同日クートのザニ・ケル村が攻撃を受けて19人の一族全員を含む28人が死亡、同日カンダハルから70キロのマイワンドが爆撃され42人が死亡した。

1 1月18日、クンドゥズから10マイル離れたカーナバッドの村々が絨毯爆撃を受け、100～150人の死亡者が、クンドゥズの他の地域も絨毯爆撃を受け、推定800名の死者が出た。

1 1月25日、カンダハル市内が空爆され、女性18名、子供7名を含む92名が死亡した。

1 1月日時不明：カブール付近のダリ・バン村が空爆を受け、69名が死亡した。

#### c) 2001年12月以降

1 2月に入り空爆はいよいよ激しさを増し、民間人居住地区での絨毯爆撃の犠牲がさらに拡大した。とりわけ、ナンガハル州トラ・ボラ地区、東部パクティア州で大量に民間人を殺戮した。空爆による民間人殺戮はタリバン政権崩壊後も続いた。

1 2月1日、ジャララバードから南30マイルの地点にあるカマ・アド村がB52爆撃機による空爆を受け、30軒の住宅が破壊され、50～200名の死者が出た。

同日、米軍は空爆開始以来最大規模となる空爆をカンダハル周辺に向けて行った。特に、カンダハルからパキスタン国境に通じる幹線道路路上では、道路を走るもの全てを標的にし、無差別に爆撃を敢行し、この爆撃によって、道路を走っていたバス5台、トラクター4台が爆撃され、バスに乗っていた民間人30人が少なくとも死亡した。

トラ・ボラ地区の山間部では12月3日に58名、12月4日に42名、12月5日に8名がB52爆撃で死亡しており、6日には米軍の空爆によりトラ・ボラ近郊の谷あいの村で80人が死亡し、そのほとんどが民間人であった。12月2～6日までに、B52の空爆により115名の民間人が殺されている。

トラ・ボラ地区への攻撃・絨毯爆撃は12月7日、8日、9日、10日も続き、10日にはF18S、B52Sによる80回以上の攻撃があり、さらにB52とジェット機による絨毯爆撃が繰り返されている。この間の死者数は明らかにされていないものの大規模な犠牲が出たものと想定される。

1 2月30日、米軍は、東部パクティア州のニアジカラ村に大規模空爆し、民間人52人が死亡した。国連バンカー報道官は後に、この村にはタリバンやアルカイダの兵士のいた証拠はなかったと記者会見した。

2002年1月3日、米軍は、B1爆撃機、FA18戦闘機、AC130対地攻撃機を投入して東部コースト近郊ザワル地区一帯を激しく空爆し、引き続き空爆により、4日、住民32人が死亡し、10人以上が負傷した。

米軍は、6日、7日、B52爆撃機、B1爆撃機、空母艦載機など合計118機で東部コースト近郊を大規模空爆、9日、東部パクティア州コスト南西のチャワルを集中的に空爆、11日、東部コースト近郊ザワル地区を大規模空爆、14日には同じくザワル地区をこれまでの最大規模で空爆し、多数の民間人犠牲者が出た。

米軍の空爆は2002年に入っても東部を中心に激しい空爆を引き続き行い、3月1日からはアナコンダ作戦と名付けた大規模な空爆と地上戦を展開しており、多数の民間人被害はさらに拡大の一途を辿っている。

(3) アフガニスタン国際戦犯民衆法廷調査団の調査により、名前が特定でき、死亡時期と被害状況に関する具体的証言が存在するアフガン空爆の犠牲者は59名にのぼり、公聴会証言をあわせると合計126名の犠牲者の具体的な被害・殺戮が明らかになった。特徴的なケースは以下のとおりである。

カブール市中心部から北にあるベマル山の北側傾斜地の住宅地で、10月8日から9日にかけての空爆により、アリファ(33歳・女性)は、米軍の空爆により15人家族のうち8人を殺された。犠牲者は夫のグル・アーマド、アリファの長男、グルのもう1人の妻とその子ども5人であった(そのうち1名はシディカ・グラウマドー18歳・女性)。

アリファの次男ジャワド(14歳)は目と頭部に傷害を負い、精神障害に苛まれている。

同じ空爆で、隣家のサヒーブ・ダード(38歳・男性)の家も崩壊し、娘フレッシュタ・シャガド(9歳)、息子アリ・シャガド(1歳)が死亡した。

10月10日、カブールのニュープロジェ地区への空爆でハシュマトラ(14歳)は兄を含む9人の死亡を確認した。

10月17日カブールのアールドマクヨラン団地への空爆で、アブドラ・バシル(34歳・男性)の娘ナジラ(6歳)が殺された。

10月21日、カブール北西のカリ・カナの町に住むグル・マカイ(40歳・女性)は、米軍の爆撃によって自宅を破壊され、息子のサルダール(20歳)が家の下敷きになって死亡した。近くに住むハニファ(28歳)は、爆撃で崩れ落ちた自宅の下敷きになって母親アジザを亡くし、自らも左目を失明した。グルやハニファの自宅は、長期間放棄されていたタリバン基地から4~500メートル離れていた。

マザリシャリフの中心地ブルーモスク南東の住宅地ダルワゼ・トージコルカン地区の市場周辺に11月10日、米軍の爆弾が投下され、市場に買い物に向かうアリ・モハマド(15歳・男性)は、爆弾の破片が喉を貫通して即死した。同市場周辺では多数の死傷者が出た。

11月11日午後4時頃、米軍は爆弾を再び同地区に投下、カイル・モハマドは直撃を受け、両足切断の重傷を負った。

マザリシャリフから30キロほど離れたポリ・エモン・ムクリ地区の路上を走っているトラックに爆弾が着弾し、運転手のムニール・アーマド(22歳・男性)他乗員・乗客30人以上が死亡、現場に駆けつけたムニール・アーマドの父シャド・モハマド(60歳・男性)もあまりの惨状に心臓発作を起こし死亡した。

11月14日、クンドゥズ州モフテハシム地区へのB52爆撃で、アブドル・ハミド(男性)の妻ビビ・キミア及び娘のシュゴファとネベラー息子のアブドル・マジードとアブドル・サミが死亡した。

同じ爆撃により、ラーマトゥラー(男性・35歳)の妻ハニファ、妻ライハン、息子クドラトラ、息子ネアマトラ、娘アリファ、娘マリナム、従兄弟の妻ナフェサー計7名が死亡した。

同じ爆撃で、グル・アガ(男性)の娘と息子、グル・アガの兄弟の妻とその子どもの計5人が死亡した。

さらに、サレー・モハマド(50歳・男性)の母ビビ・シャリファ・モ(70歳)、妻ファレシエタ(42歳)、5人の娘アフガニー(22歳)、シャーラ(19歳)、ラケバ(16歳)、ハリマ(9歳)、アフシャン(3歳)、息子ナセル(12歳)の計8人が死亡した。

11月15日、クンドゥズのナワバド・チョーガが空爆され、ビビ・アイシア(70歳・女性)の息子バ・ヘマト(35歳)、その妻サレハ(20歳位)、その息子ラーマトゥラー(3歳)、その娘マンゴ(5歳)、8ヶ月半の胎児の計5人が死亡した。同じ空爆でナウム・カーン(16歳・男性)の母親ベザン・ネサ(50歳)が死亡した。

エスマイル(35歳・男性)の母親ビビ・ナデラ(50歳)、妹のビビ・サイド(20歳)、弟のサイド・ラーマン(12歳)、妹のファラズィア(7歳)、妻のビビ・サイド・アーラ(20歳)、娘マーボバ(5歳)、息子コダイシャク(3歳)の計7名が死亡した。

1月17日、米軍はクンドゥズ州カーナバッド市アーハムガラン村(15家族が住む小さな村)に12発の爆弾を投下し、うち4発がアメナ(8歳)の家を直撃した。アメナの家は破壊され、母親、兄弟7人、祖母、兄夫婦とその子ども5人を一瞬のうちに殺された。

#### (4) 民間人攻撃の戦争犯罪性

a) これら民間人への殺戮は、「故意による殺人」(ICTA 規程第3条1a)、「身体または健康に故意によって深刻な苦痛を引き起こし、または重大な傷害を与えること」(ICTA 規程第3条1c)、「一般住民または敵対行為に直接参加していない民間の個人に対して意図して攻撃を加えること」(ICTA 規程第3条2a)に該当する。

#### b) 差別原則・軍事目標主義

武力紛争に關与するすべての当事者に文民及び民用物と戦闘員及び軍事目標を区別するよう要求する「区別原則」は、国際人道法の根本原則であり(ジュネーブ第一追加議定書48条)、この区別原則は、文民や民用物への直接攻撃を禁止している。攻撃は、戦闘員及び軍事目標にのみ許される(軍事目標中心主義)。同追加議定書50条は、軍隊に所属しない者を文民と定義し、文民であるかどうか疑義のある場合は、文民とみなさなければならない旨規定し、同52条は軍事目標につき「性質、位置、用途または使用が軍事活動に貢献する物で、その全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況下において明確な軍事的利益をもたらすものに限られる」と規定し、「攻撃は厳に軍事目標に限定しなければならない」とする。

1996年の核兵器使用・威嚇に関するICJの勧告的意見は、文民・民用物への攻撃を禁ずる「区別原則」が国際慣習法であることを再確認している。

本件では、明らかに軍事目標以外の民間人居住地が攻撃対象となり、民間人が攻撃されており、明らかな戦争犯罪に該当する。

#### c) 米軍はこれら空爆による民間人被害につき、「誤爆」である旨主張する。

しかしながら、以下のとおり、米軍に民間人殺害の意図があったことは明白である。

アフガン戦争で米軍が空爆に使用した全兵器のうち、精密誘導兵器の割合は60パーセントであった。残りの40パーセントは攻撃目標に投下するとは限らず、米軍はこれを知りつつあえて「Dumb Bomb(間抜けな爆弾)」と呼ばれる通常の爆弾を使用している。

精密誘導爆撃(トマホーク・ミサイルやJDAM)による目標限定が正確であっても、爆撃による破壊力そのものが強力であるため、しばしば目標近辺に所在する民家など、非軍事施設もまた破壊を受ける。アフガン戦争で多く使われたJDAMと呼ばれる精密誘導爆弾のうちのGBU31Bの場合、爆発すると半径120メートルの範囲が強烈な爆風を受ける上に8500度の高熱でおおわれる。爆撃で作られるクレイターからは4500キログラム以上にのぼる大量の土石のかけらが猛烈な勢いで飛散り、半径365メートル以内でも負傷を免れるチャンスは全くない。つまり爆弾に直撃されなくても、爆風に飛ばされて壁に打ちつけられ、無数の砲弾のかけら、ガラス破片、土石のかけらなどが身体のあちこちに突き刺さり死亡または負傷する。したがって、これら目標近辺に住む市民達の側からみれば、精密爆撃は無差別爆撃となんら変わらない。

また、精密誘導爆弾であっても、例えばJDAMの場合、その目標範囲が13メートルから30メートルそれる可能性がある。したがって、目標の建物が小さい場合や横幅が狭くて高い塔のような場合には、目標を10数メートルそれて通り過ぎてしまう危険性がある。そのような場合には、目標をはずれた爆弾は少なくとも数百メートル先に落ちることになる。それゆえ、目標の軍事施設からかなり離れた民家や民間施設が犠牲となる。

米軍はこうした民間人犠牲につき事前に熟知していた。そして、攻撃初日にクルーズ・ミサイル攻撃によって民間人の多大な犠牲が生じ、その後も日々犠牲が増加するのを知りつつ、攻撃を継続した。



さらに12月以降の攻撃においては、トラ・ボラ、パクティア等でまさに絨毯爆撃が繰り広げられ、全くの無差別攻撃が行われた。トラ・ボラ、パクティア等の被害地域は、都市部から遠く離れた村落であるが、これら村落に生活し、避難策を講ずる経済力を持たない貧困農民が多数取り残されて無差別攻撃の被害に遭った。米軍は、絨毯爆撃を行った地域が、民間人の住む村落であり、民間人が避難していない危険性があることを熟知しつつ絨毯爆撃をしたものである。

以上諸点から、米軍の攻撃は意図的な無差別爆撃であり、民間人攻撃・殺傷につき故意が存在することは明らかであり、明白な戦争犯罪に該当する。

### 3 クラスタ爆弾による民間人攻撃

(1) 2001年10月10日、米軍のB52とB1は、強力な殺傷能力を持つ、CBU87及びCBU103の2種類のクラスタ爆弾を投下し始めた。これらクラスタ爆弾にはそれぞれ202個のBLU97子爆弾が搭載されている。

米軍は、アフガニスタンで、2001年10月から2002年3月までの間にクラスタ爆弾を用いた攻撃を232回行い、1228発のクラスタ爆弾を投下し、合計24万8千56個のBLU97小型爆弾をアフガン全土に広範囲に拡散させた。

(2) 民間人を標的とした無差別・大量殺戮兵器

アフガニスタンで使用されたCBU87とCBU103の2種類のクラスタ爆弾は、いずれも202個の小型爆弾BLU97を内包したTMDと呼ばれる容器(親爆弾)である。この親爆弾は地上約300~400フィート上空で爆発し、202の子爆弾は小さなパラシュートで分散し、着地により爆発する。子爆弾はソーダ缶大の明るい黄色のものであるが、爆発の衝撃で300個の小さく鋭利な金属片に分解して152メートルの範囲内に猛烈な速度で飛散するように製造されている。当然のことながら、周辺にいる人間は無数の金属片を身体に受けて死亡するか重症を負う。15メートル内の近辺にいる軽装甲車やトラックであれば破壊してしまう威力を持つ。

クラスタ爆弾は広範囲に拡散し、砲弾の破片で無差別に人間を殺傷するものであり、できるだけ多くの人間を殺戮ないし負傷させることを目的の1つとして製造されたものである。

(3) 持続的被害

さらに、クラスタ爆弾は不発率が非常に高く、米軍によれば5パーセント、地雷処理専門家によれば22パーセントの不発率と言われている。

シリンダーの形が飲料水缶に似ていること、また米軍が住民救済用にと空中から投下した食糧袋が黄色であることなどから、この不発弾を食糧とまちがえて拾い上げて爆発させ、死亡または負傷する住民、とりわけ子供達に犠牲者が多く発生している。

また、この爆弾は柔らかい農耕地に落下すると衝撃が弱く爆破しないし、開いた傘が小枝に引っかかり不発となるものも多いため、農耕作業のために足を耕地に踏み入れた人や薪を集めるために林に入った人が犠牲者となる。したがってクラスタ爆弾の不発弾は対人地雷と化し、長年にわたって住民を危険にさらすことになる。

(4) クラスタ爆弾による民間人攻撃

a) クラスタ爆弾による殺傷

クラスタ爆弾による民間人攻撃には枚挙に暇がない。トラ・ボラ、ヘラート、ショマリ高原は特に激しいクラスタ爆弾の攻撃を受け、ショマリ高原には5週間で600発を超えるクラスタ爆弾が投

下された。マーク・ヘロルド教授が統計をとったクラスター爆弾による直接被害は以下のとおりである。

10月21日、ヘラートの軍病院と回教寺院にクラスター爆弾が投下され、両建物を破壊し、100名が死亡した。

10月22日ヘラート近郊のシェーカー・カラ村で、クラスター爆弾により9人が死亡し、10月24日にもヘラートの西部のイスハク・スライマン村とモスクに8～9個のクラスター爆弾が投下され、9～20名が死亡した。10月25日には、シェーカー・カラ村で再びクラスター爆弾が投下され9人が死亡した。

10月29日にはヘラート西部のジェブラエル村でクラスター爆弾により12名が死亡し、翌日、1人の子どもが子爆弾をひろって殺された。

11月に入って日付けは不明であるが、ジャララバードで、クラスター爆弾投下により数え切れない多数の死者が出た。

11月21日には、ヘラートでクラスター爆弾投下により1人死亡、25日にはクンドゥズでクラスター爆弾投下により70名が死亡した。

11月27日にもクラスター爆弾がカンダハルの東部ザル・カレズ村に投下された。同日、ナンガハル州のシャムシャド村では、子ども達がクラスター爆弾(不発弾)の爆発により3人死亡し、7人が負傷した。

ヘラート北東の人口1万2千人の町、イシャック・スレイマンは、2001年10月31日から1週間にわたってクラスター爆弾による空爆を受けた。

#### b)不発弾による被害

不発弾による被害は深刻かつ半永続的なものであり、被害は圧倒的に子どもに発生している。

米軍が投下した食糧袋と、クラスター爆弾子爆弾は極めて類似しており、ヘラートでは子どもが食糧かもしれないと思ってクラスター爆弾にさわると、30人が殺され、25人が負傷した。カブールのワジル・アクバル・カーン病院では子ども病棟のすべてがクラスター爆弾によって負傷した子どもによって占められている。

#### c)アフガニスタン国際戦犯民衆法廷調査団の調査及び公聴会証言、人権団体HUMAN RIGHTS WATCHの調査により、クラスター爆弾による具体的な被害・殺戮が明らかになった。特徴的なケースは以下のとおりである。

米軍は、ヘラートの北西にある約1万2000人の住むイシャック・スレイマンに10月31日以降の6日間、5つのクラスター爆弾を投下、1010の子爆弾を拡散させ、少なくとも8人が被弾して死亡、不発弾により4人以上が死亡した。

10月31日、米軍は村の東北部の端に位置する民家に2個のクラスター爆弾を投下し、そのうちの1発は民家の持主である55歳のジャマグルを殺害し、隣家の住人である35歳のアジマを負傷させた。もう1発はジャマグルの隣家のアマッド家に落とされ、逃げようとした55歳の父親と19歳になる息子を殺害した。

アマッド家の家屋は破壊され、同時に多くの家畜も殺された。2日後の午後には町の東南部の放牧地にクラスター爆弾が1個投下され、カリファ・フセイン(80歳)とピスマラ(20歳)の2人の羊飼いが即死し、その翌日、その放牧地を歩いていた12歳の少年、マルーフが不発弾の犠牲者となった。その3日後の夕方には、今度は町の中心部にクラスター爆弾が1個投下され、店の前にいた店主、ハジム・モハメッド(55歳)、道路にいたカリム(55歳)、別の店の前にいたグル・アーガ(21歳)が即死した。同時にもう1つ別のクラスター爆弾が町の西側の外部に投下されたが、犠牲者は出なかった。しかし4日後の朝、羊に草を与えるために野原に出た2人の羊飼、ラジク(43歳)とゴーセウディン(37歳)が不発弾を踏んで死亡した。1ヶ月後には、再び同じ野原で不発弾によって61歳の父親が死亡し、8歳の息子が負傷した(HUMAN RIGHTS WATCHのレポート)。

11月6日、カブール居住の9歳の少年イサヌラーは、いとこが拾ったクラスター爆弾の子爆弾に被弾し、左足に大怪我をし、治療により切断は免れたものの、現在も歩くことができない。

米軍は11月15日、クンドゥズ州デ・ワイロン村にクラスター爆弾を投下し、少なくとも9人が死亡した。11歳の少女シーミンは、空爆の翌日の16日に、拾った子爆弾が爆発、左手を負傷、その時一緒にいた友人で10歳の少年アブドル・ラシードは子爆弾の爆発の影響で両目を失明した。米軍はクラスター爆弾投下の前日、クラスター爆弾同様の黄色の救援物資を投下しており、シーミンはこれを拾っており、クラスター爆弾も物資と考え拾ったものである。

#### (5) クラスター爆弾使用の戦争犯罪性

a) クラスター爆弾投下は明らかに「故意による殺人」(ICTA 規程第3条1a)、「身体または健康に故意によって深刻な苦痛を引き起こし、または重大な傷害を与えること」(ICTA 規程第3条1c)、「一般住民または敵対行為に直接参加していない民間の個人に対して意図して攻撃を加えること」(ICTA 規程第3条2a)、「過剰な傷害もしくは不必要な苦痛を生じさせる性質を帯び、または武力紛争に関する国際法に違反してそもそも無差別的な性質を帯びた兵器、投擲物及び物質ならびに戦闘手段を使用すること」(ICTA 規程第3条2p)に該当する。

#### b) 無差別兵器の禁止

武力紛争に関与するすべての当事者に文民及び民用物と戦闘員及び軍事目標を区別するよう要求する「区別原則」は、国際人道法の根本原則である(ジュネーブ第一追加議定書48条)。この原則から、合法的な標的(戦闘員及び軍事目標)と違法な標的(非戦闘員と民用物)とを区別できない無差別な性質を有する兵器は、その使用が禁止される。1996年ICJ 勧告的意見は、国際人道法はジュネーブ諸条約成立後に開発された兵器も含むあらゆる種類の兵器に適用されることを確認し、国際刑事裁判所規程も無差別兵器禁止を明確にした。

#### c) 不必要な苦痛を与える兵器の禁止

不必要な苦痛を与える兵器は、1868年セント・ピータースブルグ宣言全文に謳われ、ジュネーブ第一追加議定書35条の2によって再確認された。

「不必要な苦痛」の意義は、「合法的な軍事目的を達成するために避けられない危害よりも大きな危害」(1996年ICJ 勧告的意見)である。

d) クラスター爆弾攻撃は、軍事施設を狙った限定的なものではありえず、その使用は、広範囲に大量の民間人を攻撃する効果をもたらすことは明白である。クラスター爆弾は明らかに合法的な標的と違法な標的を区別できない兵器であり、無差別兵器に該当する。国際赤十字は2000年9月、クラスター爆弾の国際的な禁止を要求している。

しかるに、米軍は無差別攻撃兵器であるクラスター爆弾の性質を熟知しつつこれを使用しているものであり、無差別兵器使用禁止に反する。

米軍のB52爆撃機はこのクラスター爆弾40個(8,080個の小型爆弾)を積込むことができる。したがって、理論的に延べ面積でいえば、このB52がクラスター爆弾で絨毯爆撃を行えば、1億7600万平方ヤード、フットボール競技場2万7500個分の広さの地域を爆撃できることになる。

そして仮に、不発率5パーセントとすれば1万2400個以上の不発弾を、不発率22パーセントで計算すれば5万4600個近くの不発弾がでたことになる。この極めて多量の不発小型爆弾は、戦争が終わっても引き続き住民を「無差別攻撃」することとなる。このように、戦争が終わった後も、市民に犠牲を残すクラスター爆弾の投下は、「不必要な苦痛」を与える兵器の使用であることは明白である。

米軍は、クラスター爆弾のこうした無差別かつ戦闘終了後も民間人に被害をもたらす性質を熟知しつつ、前記のとおり広範に多量のクラスター爆弾を拡散させたものであり、広範な民間人被害、そし

て不発弾被害が発生することを認識していたものである。

従って、クラスター爆弾を使用し、人を現実に殺傷した米軍の行為は、「故意による殺人」(ICTA 規程第3条1 a)、「身体または健康に故意によって深刻な苦痛を引き起こし、または重大な傷害を与えること」(ICTA 規程第3条1 c)、「一般住民または敵対行為に直接参加していない民間の個人に対して意図して攻撃を加えること」(ICTA 規程第3条2 a)に該当する。

#### 4 デイジー・カッター爆弾の使用

##### (1) 投下の事実

米軍は、アフガンに通常兵器としては世界最大の特殊大型爆弾「BLU 82」(通称デイジー・カッター)を投下した。

a) 米軍は11月4日、マザリシャリフ近郊で、「BLU 82」2発を投下した。

米統合参謀本部のペース副議長は、11月6日の会見で、米軍が11月4日のアフガニスタン北部への空爆で、「BLU 82 爆弾」(通称デイジー・カッター)を2発、はじめて投下したことを正式に認めた。ペース副議長は、「C 130 輸送機の後方からパラシュートで投下され、地上約90センチで爆発する。爆発すると地獄になる。目的は人を殺すことだ」と述べた。

b) また、2001年11月23日、米中央軍司令部のローウェル報道官は、「11月1日にデイジー・カッターをカンダハル南部に投下した」と認めた。

c) さらに、2001年12月10日、米国防総省は、トラ・ボラ地区の洞窟攻撃にデイジー・カッターを使用したことを明らかにした。

##### (2) デイジー・カッターの無差別・大量殺戮性

デイジー・カッターは、直径1.56メートル、長さ5.37メートル、重量は通常爆弾としては世界最大の1万5000ポンド(約6800キログラム)である。

円筒形タンクの形状を呈し、スラリ爆薬(硝酸アンモニウムやアルミ粉末と水をゲル化した混合物)を内蔵している。円筒形タンクの一方にパラシュートが、他方に円錐形の風防が取り付けられ、さらに風防の先端には、長さ1.24メートルの信管プローブが取り付けられている。

投下後、パラシュートが展開し、信管プローブを下にして降下する。信管プローブが地面に当たると起爆し、1平方センチメートルあたり73キログラムの衝撃波を発生させ、爆発の衝撃波と熱で地上の目標物を破壊する。1発の投下でアメリカンフットボール場5面分を一挙にクレーターにする破壊力を持つ。アフガニスタン攻撃では、対人殺戮兵器及び心理作戦として使用されており、爆発により、爆心地から半径約300～900フィートの目標物を一挙に破壊してクレーターを形成する破壊力を持ち、該当距離内に存在する人・生物を無差別に死に至らせることができる。

半径約300～900フィート以内の者を皆殺しにするデイジー・カッターは核兵器に次ぐ大量殺戮兵器であり、民間人と否とを問わず、広範な地域に存在するすべての者を殺戮する点で明らかに無差別兵器にほかならない。

##### (3) デイジー・カッターによる民間人被害

デイジー・カッターによる民間人被害の規模は明らかでないものの、カンダハル南部やマザリシャリフ近郊などの、民間人のいる地域にこのような大量殺戮兵器が使用されていることから、民間人に多数の被害が発生したと考えられる。

トラ・ボラ地域では、デイジー・カッターの投下により、1000人規模の死者が出た旨、避難民が証言している。

#### (4) デイジー・カッター使用の戦争犯罪

デイジー・カッターがひとたび使用されれば、爆心地周辺300～900フィート以内の者は戦闘員と民間人の区別なく、みな殺戮される。そして使用されたのは上記のとおり民間人のいる地域である。従ってデイジー・カッター使用にあたり、米軍は民間人殺戮につき故意を有していることは明白である。

デイジー・カッターの使用は明らかに「故意による殺人」(ICTA規程第3条1a)、「身体または健康に故意によって深刻な苦痛を引き起こし、または重大な傷害を与えること」(ICTA規程第3条1c)、「一般住民または敵対行為に直接参加していない民間の個人に対して意図して攻撃を加えること」(ICTA規程第3条2a)、「過剰な傷害もしくは不必要な苦痛を生じさせる性質を帯び、または武力紛争に関する国際法に違反してそもそも無差別的な性質を帯びた兵器、投擲物及び物質ならびに戦闘手段を使用すること」(ICTA規程第3条2p)に該当する。

#### 5 上官の責任

被告人ブッシュは、米軍の最高司令官として、全権を掌握し、指揮・命令権を有する立場にあった。

被告人ブッシュは、上記各戦争犯罪が攻撃初期から行われているのを認識していた。しかるに、戦争犯罪に関する原因究明・発生防止策を講ずることなく漫然と空爆の続行を指示していた。

さらに被告人ブッシュは、空爆の具体的作戦計画に関与し、クラスター爆弾、デイジー・カッター爆弾をどの地域にどの規模で投入するか、どの地域に絨毯爆撃を行うかにつき、認識し、決定していた。従って、右実行により戦争犯罪が行われることを認識し、少なくとも予見しえたはずである。

従って、戦争犯罪を指示・命令し、または少なくとも戦争犯罪が行われることを予見しえたのにこれを防止する義務を怠り、また戦争犯罪を現に行った者を処罰することを怠ったものであるから、上官として上記各戦争犯罪の責を負う。

#### 6 小 括

被告人ブッシュは、通常兵器のほか、クラスター爆弾、デイジー・カッター爆弾などの無差別・残虐兵器を使用してアフガニスタンの民間人を対象とする民間人攻撃を行い、フレッシュタ・シャガド(9歳)ほか少なくとも3766名を故意に殺害し、アブドル・ラシードほか相当数の者に失明その他の重大な傷害を与えた。

## 第2 民間施設攻撃

### 1 民間施設攻撃の戦争犯罪性

国際人道法の根本原則である区別主義・軍事目標主義に照らし、民間施設攻撃は許されない。ICTA規程は、「民用物、すなわち軍事目標でない目的物に対して意図して攻撃を加えること」を戦争犯罪とし(ICTA規程第3条2b)、民用物の中でも特に「宗教、……の目的に使われる建物」「病院並びに病者および傷者を集合させている場所が、軍事目標ではないのに、これに対して意図して攻撃を加えること」(ICTA規程第3条2i)、国連施設・赤十字施設への攻撃(ICTA規程第3条2c)を具体的に戦争犯罪として禁止する。

### 2 米軍の攻撃

米軍は、アフガニスタンへの空爆で民間施設を意図的に攻撃した。米軍の民間施設攻撃のうち、報道さ

れている顕著な例は以下のとおりである。

- (1) 10月7日、カブールの産婦人科病院(400ベッド収容)攻撃
- (2) 8日、カブールでは、空港に2発、テレビ塔のある高台に2発の少なくとも4発の爆弾が落とされ、攻撃開始後間もなく停電となり、街全体の光が消えた。  
同日、地雷撤去を進めるNGO事務所が爆撃され職員4名が死亡した。空爆は1000万個残るといわれる地雷撤去作業を中断させ、地雷の場所の特定を困難にし、撤去機器などを破壊してしまう危険をもたらした。  
同日、アフガニスタンのカラバーにおいては、米軍の空爆でモスクが破壊された。
- (3) カブール市内の赤十字病院は、10月16日、この建物の屋根に赤い十字の印がはっきりと描かれていたにもかかわらず、2回も爆撃を受けた。  
同日、米海軍FA18戦闘機の1000ポンド爆弾が国際赤十字委員会の倉庫を爆撃した。
- (4) 10月21日には、200ベッドの収容能力を持つヘラートの軍病院と回教寺院にクラスター爆弾が投下され、両建物を破壊し、100名が死亡した。ヘラートでは翌22日にまた別の病院が、23日には高齢者施設が爆撃を受けた。
- (5) 10月26日未明、2機のFA18戦闘攻撃機からそれぞれ1発発射された2000ポンドの高性能レーザー誘導爆弾が目標とする赤十字国際委員会の倉庫群を爆撃した。更にそれからわずか8時間しか経たない同日午前にもB52戦略爆撃機2機から3発ずつ発射した高性能レーザー誘導爆弾が再び赤十字国際委員会の倉庫群を爆撃した。赤十字国際委員会イスラマバード事務所によると、この空爆によって倉庫3棟が消失、カブール周辺の住民に配給する食糧が消失した。
- (6) 10月31日にもカンダハル市内の赤十字診療所が爆撃され少なくとも11人が亡くなっているが、ペンタゴンはこの診療所を「正当なテロリスト標的」であったため『意図的に攻撃した』と発表したと伝えられている。これは米軍が明らかに「ジュネーブ条約」を意図的、計画的に侵したことに他ならない。
- (7) さらに11月12日、米軍は、当時市民の実情を伝えていた唯一のアラブのテレビ局、アルジャジーラ・テレビ局がカブール市内に持っていたテレビ・ラジオ局に、500ポンド爆弾を投下して同施設を破壊した。
- (8) 米軍はまた、カジャカイ・ダムやその他の発電所、電話局、ラジオ局などの様々な民間施設も爆撃・破壊している。

このほか、民間施設攻撃はアフガン空爆において連日連夜行われてきたものであって、その被害は枚挙に暇がない。

### 3 米軍の民間施設攻撃の戦争犯罪性

米軍はこれら民間施設を攻撃し多数の死者を出しただけでなく、電気、医療機関、メディア、ダム、民間住宅など、民間人の生活に必要な施設を攻撃し、民間人の生活に重大な損失を生じさせた。これら民間施設攻撃にあたり、米軍は、上記6のように明確な「意図」を自白しているケースもあるうえ、攻撃当初から民間施設被害が頻発しているにも関わらず、民間施設周辺を連日攻撃し、連日民間施設に着弾させ被害を発生させている以上、認識及び意図が認められる。

民間施設攻撃は、「民用物、すなわち軍事目標でない目的物に対して意図して攻撃を加えること」(ICTA規程第3条2b)であり、モスクや病院に対する攻撃は、「宗教、……の目的に使われる建物」「病院並びに病者および傷者を集合させている場所に対する意図的な攻撃」(ICTA規程第3条2i)であり、国連施設・赤十字施設への攻撃はさらに、ICTA規程第3条2cに該当し、いずれも明らかな戦争犯罪である。

### 4 上官の責任

被告人ブッシュは、米軍の最高司令官として全権を掌握し、指揮・命令権を有する立場にあった。被告人ブッシュは、上記民間施設攻撃が攻撃初期から行われているのを認識していた。しかるに、戦争犯罪に関する原因究明・発生防止策を講ずることなく漫然と空爆の続行を指示していた。さらに被告人ブッシュは、空爆の具体的作戦計画に関与しており、各空爆作戦の実行により民間施設攻撃が行われることを認識し、少なくとも予見しえたはずである。従って、戦争犯罪を指示・命令し、または少なくとも戦争犯罪が行われることを予見しえたのにこれを防止する義務を怠り、また戦争犯罪を現に行った者を処罰することを怠ったものであるから、上官として上記戦争犯罪の責めを負う。

## 5 小 括

よって、被告人ブッシュは、空爆により、カンダハル市内の赤十字社診療所他少なくとも4つの病院、国際赤十字の倉庫郡、モスク、カジャカイ・ダム、ラジオ・テレビ局等の民間施設を攻撃・破壊した。

# 第3 捕虜に対する戦争犯罪

## 1 捕虜の定義

ジュネーブ条約上、「捕虜」とは、「紛争当事国の軍隊の構成員及びその軍隊の一部をなす民兵隊または義勇隊の構成員」(同条約4条1)、「正規の軍隊の構成員で、抑留国が承認していない政府または当局に忠誠を誓ったもの」(同条3)をいうとされる。

同条約は、戦争においても軍事的に必要最小限の殺戮・侵害しか許されないとして、「捕虜」の虐待を禁止し、戦争における非人道的行為をできる限り排除する趣旨に立つものである。

上記の趣旨からすれば、アルカイダがアフガニスタン国家の正規軍隊の構成員ではなくとも、米軍の攻撃の対象であって、米軍との戦闘に際し、タリバンと軍事行動をともにした武装集団であるから、米軍が拘束したアルカイダ兵は、同条約4条1にいう「捕虜」に当たる。

にもかかわらず、米軍は以下のようにアルカイダ兵を含む捕虜を虐殺した。

## 2 カライジャンギでの捕虜虐殺

北部同盟が監守するアフガニスタン北部カライジャンギの捕虜収容所には、クンドゥズで投降したタリバン、アルカイダ及び外国人義勇兵ら約4000名以上もの捕虜が収容されていた。

2001年11月25日13時頃から同月27日15時頃にかけて、北部同盟が監守するアフガニスタン北部カライジャンギの捕虜収容所で、CIA工作員による取調を理由に、前記捕虜のうち数10名によって暴動が開始された。その暴動鎮圧の意図で、米軍機が収容所に対して空爆をし、その後米陸軍特殊部隊が機関銃を用いた銃撃を行い、同所にいた400人以上の投降捕虜を殺害し、その他の捕虜についても重大な傷害を与えた(規程3条1a、1c)。

米軍上官たる被告人ブッシュは、暴動鎮圧に伴う犠牲者を最小限にとどめるための指揮監督を怠ったのだから、上官として前記各戦争犯罪の責任を負う。

## 3 コンテナでの捕虜移送と虐殺

2001年11月29日から翌30日、米軍は、北部同盟軍兵士とともに、クンドゥズで投降したアルカイダ・タリバン兵捕虜1000人以上を、移送先のカライゼニで荷物輸送用のコンテナ(長さ約40フィート)に1台100人から200人ずつ詰め込み、丸一日換気・水補給なしに、シェバルガンに移送

し(規程3条1b)、上記コンテナ内で捕虜らを窒息死させた(規程3条1a)。

また、米軍と北部同盟軍は、移送途中換気の名目でコンテナ外から銃で撃ち上記コンテナ内にいた捕虜を死亡させる等して上記捕虜中数百名を死亡するにいたらせるという虐殺を行った(規程3条1a)。

また、こうした非人道的な取り扱いをなし(規程3条1b)、上記捕虜らから公正かつ正規の裁判を受ける権利を剥奪した(規程3条1f)。

当時、事実上北部同盟軍を指揮・命令下においていた米軍の上官たる被告人ブッシュは、上記捕虜らが前記条約規定の適切な拘束手続きを経よう指揮監督することを怠ったため、上官として上記各戦争犯罪の責任を負う。

#### 4 シェバルガン刑務所での非人道的な取り扱い

前項で移送された兵士を含む3000人が収容された北部同盟が監守するシェバルガン刑務所は、10～15人用の雑居房に80人～110人が詰め込まれた(規程3条1b)。この刑務所は、食糧は量と栄養が不十分で、水道設備が不潔で、衛生は事実上存在せず、衣類は貧弱であった。防護壁は役に立たず風雨にさらされ、収容者は放置された(規程3条1b)。

赤痢とA型肝炎による黄疸、肺炎が蔓延し(規程3条1c)、多数の捕虜が死んだ(規程3条1a)。

この刑務所は、北部同盟が監守するとはいえ、CIAの作員が捕虜を尋問し、さらに捕虜をカンダハル空港に移送してさらにキューバのグアンタナモ基地に移送したことから、事実上、アメリカの管理下にあったといえる。

当時、事実上北部同盟軍を指揮・命令下においていた米軍の上官たる被告人ブッシュは、上記捕虜らが前記条約規定の適切な拘束手続きを経よう指揮監督することを怠ったのだから、上官として上記各戦争犯罪の責任を負う。

#### 5 アルカイダ兵捕虜の虐待とキューバ島グアンタナモ基地への移送

米軍は、以下のようにアルカイダ兵捕虜を虐待した。

(1) 2001年11月以降、米軍は、カブール郊外にあるバグラム空軍基地において、貨物コンテナ内にアルカイダ兵捕虜を収容し、捕虜らを黒頭巾で目隠しし、強いハロゲンライトを24時間照射するなどして24時間眠らせない状況におき、CIAの担当者が暴力を振るう、怪我の鎮痛剤を与えないなどして貨物コンテナ内で拷問した(規程3条1b)。

(2) 2001年12月中旬、米軍は、カンダハル空港の元の貯蔵エリアで、蛇腹状の有刺鉄線で作られ暖房のない土の床の独房に、アルカイダ兵捕虜を収容し、捕虜らを目隠しし、手足を縛り、猿ぐつわを詰め、全員を長い列に繋ぎ、強いハロゲンライトを24時間照射するなどして24時間眠らせない状況におき、拷問した(規程3条1b)。

(3) 2002年1月10日から同月23日頃、米軍は、アルカイダ兵捕虜158名を、テロ構成犯罪容疑者だとして、アフガニスタンのカンダハル空港からキューバ東端グアンタナモ米海軍基地に、手錠や足かせをはめ、目・鼻・耳をゴーグルや手術用マスクで封じ頭部に頭巾をかぶせ高圧電流銃で警戒する等して、空軍C-17輸送機で強制的に移送した(規程3条1g)。

(4) 同年2月7日、アルカイダ兵捕虜約140人を前記2と同様の方法で移送した(規程3条1g)。

(5) 前記3、4の捕虜らを含む計約650名を、有刺鉄線のみで囲まれた1.8メートル×2.4メートル四方の房に拘束し、今日に至るまで拘束し続けている。この捕虜の中には、13歳から15歳の少年が少なくとも3人含まれていた。大人の監獄と一緒に監禁された子供の自殺率は8倍も高く、既に、25件の自殺未遂が報告されている。これらは非人道的取り扱いと言える(規程3条1b)。

(6) 米軍は、捕虜らを「テロ容疑者」としながら、裁判も受けさせずに拘束し続け、上記捕虜らから公正かつ正規の裁判を受ける権利を剥奪した(規程3条1f)。



(7) 米軍の最高司令官である被告人ブッシュは、上記条約にのっとり捕虜への待遇をなすよう軍を指揮監督せず、それどころか、2002年1月11日、ラムズフェルド国防長官が、これらのアルカイダ兵を「テロ容疑者」であって「捕虜」ではないから、ジュネーブ条約は適用されないと発言するにまかせて、同条約に違反する虐待を行ったことについて開き直った。その上、米メディアに上記捕虜の映像放映を見合わせるよう要請し、人権侵害状態を今なお継続しているという重大な責任がある。戦争犯罪を指示・命令し、または少なくとも戦争犯罪が行われることを予見しえたのにこれを防止する義務を怠り、また戦争犯罪を現に行った者を処罰することを怠ったものであるから、上官として上記各戦争犯罪の責任を負う。

# 第五章 人道に対する罪

## 第1 序 論

空爆は、空爆と戦火を逃れて遠くに避難する無数の難民をも創出する。アフガニスタンの場合、1979年から10年にわたるソビエト軍の侵攻、それに続く長い内戦と政治紛争のために、アフガニスタン戦争が開始される前にすでに370万人という膨大な数の難民が存在した。被告人ブッシュは、アフガニスタン主要都市を空爆すれば、当然、更なる難民を発生することは予想できた。

被告人ブッシュはアフガニスタンに対する攻撃により、2002年までに新たに数10万人の難民を発生させた。アフガニスタン市民は空爆を逃れて難民となり、近隣の پاکستانやイラク国境地域におしよせた。アフガニスタンには国外に逃れた難民だけでなく、食料などを求めて地元を離れた国内避難民も数10万人単位に上り、これも多くは米英軍の攻撃により家を奪われた者である。

## 第2 米英軍による空爆と難民の発生の因果関係

### 1 空爆開始と難民発生

2001年10月7日未明、被告人ブッシュは、米英軍に命じ、アフガニスタン主要都市に対する空爆を開始した。首都カブールにはオレンジ色のせん光が走り、戦火を逃れうずくまる家族の姿が見られた。空爆の恐怖と生命への危険が難民を創り出すことになるのは明白であった。

翌8日の段階で空爆による難民発生の兆候が認められる。この日、ペシャワール近郊のアフガニスタン国境で、アフガニスタン難民が پاکستانへ越境を図り、 پاکستان軍が威嚇発砲する事態が発生した。被告人ブッシュは、それでも空爆を続行した。

被告人ブッシュはカブール、カンダハル等主要都市に対する空爆を連日行い、最初の10日間で米英両軍が投下した爆弾やミサイルは2000発以上で、1日あたり多いときで約100機の航空機が爆撃に参加した。空爆は食料、医療供給を中断させ、難民大量流出のパニック状態を作り出した。

### 2 チャマンの状況

空爆10日目ごろより、空爆などでパニック状態になったカンダハル方面からの難民が پاکستان側に大量に流れ込む現象が顕著になった。10月17日と18日は、あわせて推定計2700人、同月19日は午前だけで3500人が پاکستان国境を越えたことが国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)により確認されている。UNHCRによると、難民らは荷物や食糧も持たず、逃げ出してきた。口々に空爆の激しさを訴えた。避難の途中で家族と離れ、国境の پاکستان側で家族を捜す難民の姿もあった。同月20日にも約5000人の難民が国境を越えた。

翌21日夕(日本時間同日夜)には、 پاکستان西部のアフガニスタン国境の町チャマンでアフガニスタン難民約6000人が、国境警備隊の威嚇発砲による制止を振り切って پاکستان領へ一気になだれ込んだ。この騒乱で15歳の少年1人を含む難民ら計5人が負傷した。翌22日も、アフガニスタンからの脱

出を目指す難民3400人が国境に押し寄せた。パキスタン軍は国境警備部隊を増強、武装兵士と難民がにらみ合う緊張状態が続いた。

難民の多くはタリバンの本拠地カンダハルから来た。だが、難民の間では「北部国境付近ではタリバンに連れ戻される」との情報が流れており、中にはアフガニスタン北部から数日かけてチャマンを目指してきた人もいる。

パキスタンに対して国境を開放して難民を受け入れることを求める声が国際社会で強まったが、同国外務省のカーン報道官は同22日、「パキスタンへのアフガニスタン難民の大量流入に対処する立場にない」などとして国境開放拒否の姿勢を改めて示した。パキスタンは同22日、1000人の難民をアフガニスタン側へ強制送還した。

### 3 さらなる空爆と難民

アフガニスタンへの米軍の空爆を逃れ、郊外や山間部へ向かう避難民らが、地雷を踏んで死傷する被害も相次いだ。アフガニスタンには約1000万個の地雷が埋まっているとされるが、避難民らは危険エリアが分からず、入り込んでしまう。地雷除去に取り組む非政府組織(NGO)は「被害は空爆前の4割増」とみている。

国連のアフガニスタン人道援助調整官事務所(UNOCHA)のバンカー報道官は2日の記者会見で、パキスタン入国を求めるアフガニスタン難民4000～5000人が1日、パキスタン西部チャマンとの国境付近に突然現れたと明らかにした。国連本部報道官によると、UNHCRは3日、アフガニスタン難民約1000人を新たにパキスタン国内の難民キャンプに収容した。難民らは「(米軍による)空爆を避けるためアフガニスタンから脱出した」と話した。

同年12月1日、米軍は空爆開始以来最大規模となる空爆をカンダハル周辺に向けて行った。特に、カンダハルからパキスタン国境に通じる幹線道路上では、道路を走るもの全てを標的にし、無差別に爆撃を敢行した。この爆撃によって、道路を走っていたバス5台、トラクター4台が爆撃され、少なくともバスに乗っていた民間人30人が死亡した。昼夜を問わない空爆を恐れ、多くの人がカンダハルから脱出を試みた。ところが、米軍は幹線道路上も狙い撃ちするため、安全な移動手段が確保できなかった。避難民への支援物資輸送も困難となっており、国境の町スピボルダックの難民キャンプでは、食糧や水が不足し、衛生状態も急速に悪化した。

### 4 小 括

UNHCRによれば、10月7日の米・英軍の空爆開始以来、パキスタンに5万人、アフガン国内の山間部には25万人が逃げ込んだ。国連難民高等弁務官事務所は、同月30日、同年9月の米同時多発テロ後、アフガニスタンからパキスタンに新たに流出した難民が累計で10万を突破したと発表した。そして、アフガニスタンには、国外に逃れた難民だけでなく、食料などを求めて地元を離れた国内避難民も数10万人に上った。

以上のとおり、被告人ブッシュは、米英軍による無慈悲な空爆によって多くの難民を作り出し、その多くを死に追いやったのである。

## 第3 世界の警告

### 1 FAOの警告

2001年10月10日、国連食糧農業機関(FAO)社会経済局のアブドゥル・ラシッド副部長は、米

軍などの空爆が行われたアフガニスタンの食料事情について「何百万もの人が飢餓にさらされており、非常に深刻な食料危機だ」と警告した。同副部長によると、ここ数年、厳しい干ばつに見舞われている同国は、世界食糧計画(WFP)とFAOによる2001年4～5月の現地調査で100万トン以上の食料不足とみられていたが、空爆などで「さらに悪化する」と指摘。「特に現在は穀物生産の80%を占める小麦の植え付け時期であり、植え付けできないと、来年は一層深刻になる」と語った。

## 2 UNHCRの警告

同年10月17日、UNHCRは「2001年10月15日からの3日間で、チャマン峠を越える難民だけで8000人に達した」と発表し、同月20日には「難民は空爆を逃れてバルチスタン州に避難したが、厳冬を前に5万2000人にテントがない」と訴えた。ユニセフ代表も「空爆で援助が数週間届かなければ、この冬10万人の子供が亡くなる」と警告し、人道援助に携わるNGO6団体も「アフガニスタン内の食料の備蓄は2週間分しかない」と訴えた。

## 3 国連の警告

同年11月1日、ブラヒミ国連特別代表は「まもなく冬がやってくる。アフガニスタンでは今、40万人が3ヶ月分の食料しかなく、90万人は飢餓の危険に面している」と述べた。同月20日、ユニセフ中央アジア地域代表は「マザリシャリフとその周辺には約200万人の衰弱した人々がいる。援助がなければ12万人の子供が死ぬだろう」と指摘した。同年12月5日、UNHCRは、「同時多発テロ以降、15万人以上がパキスタンに逃れ、カブール制圧後は1万6000人以上がパキスタンに逃れている。カンダハル空爆が激しくなったここ数日の難民登録は1日あたり300～400家族であり、隠れて入国する総数は分からない。難民キャンプでの食料、医薬品の不足は深刻である」と明らかにした。

被告人ブッシュは、以上のような数多くの国連機関、NGOの警告に関わらず空爆を続行し、難民を作り出し、多くを死に至らしめた。被告人ブッシュに難民創出と飢餓の認識が存したことは明らかである。

# 第4 難民の絶望と死

## 1 難民の飢え

アフガニスタンの人口の70%は子供と女性である。そして子供は飢えと病気に最も弱い存在である。

2001年12月初め、アフガニスタン北部のクンドゥズ近くの難民キャンプで177人が飢えと寒さにより死亡した。空爆と内乱の混乱で毛布や食料、医薬品が届かず、マイナス20度にもなる厳寒の中で飢え死んだ大多数は子供であった。2万4000人が暮らすバグヒシャルカト難民キャンプでは12月に入ってから2週間だけで215人の子供と女性が死亡した。激しい戦闘のあったマザリシャリフでは食料、医薬品の欠乏により2ヶ月間で1500人の子供が死亡した。

アフガニスタン西部、ヘラート近郊マスラック国内避難民キャンプで避難民の栄養失調状態が生じている。このキャンプは北部の干ばつと内戦から逃れた人々のために90年代終わりに作られたものであるが、空爆の開始により食料援助が中断されたのである。

## 2 国境なき医師団のレポート

2002年2月21日付け「国境なき医師団」のレポートによると、1月にファリャブ州での食料配給計画に受け入れられた子供の6人に1人はひどい栄養失調で専門の医療を受けなければ生き残れない状況だった。「国境なき医師団」のカイサルとアルマル地方での栄養調査によれば、1万人当たりの死者数は空爆

前の2001年8月に0.61人、及び、5歳以下の子供では1.4人であったのに、空爆後の2002年1月には全体で1.4人、5歳以下の子供で3.2人と2倍近くになっている。また、国内難民も増え続けている。毎日、多くの人々が食料を探すために家を捨てた。アルマル地区では、10家族のうち1家族だけが前の冬以来食料を受け取っていた。調査された全家族のうち42%は昨年、食料援助を受けなかった。

### 3 国際赤十字のレポート

国際赤十字のイスラマバード事務所がアフガニスタン西部の12の村を調査したところによると、たった100キロの小麦と引き替えにわずか10歳の少女が「花嫁」として売られていた。調査した12の村落1万人の中に、孤児が510人、寡婦が261人、海外からの送金に頼る高齢者が699人に上っていた。2歳の息子をわずか30ドルで売った例もある。

米軍は難民キャンプにまで空爆を行っている。たとえば、バルカ州のショルガーラの難民キャンプは1時間にわたる空爆にさらされ、8人が死亡、9人が負傷している。

### 4 困難な帰還

UNHCRの支援活動が始まって難民の帰還は容易ではない。特に北部同盟の将軍によって支配された地域では部族間に緊張が高まり、略奪や殺害、強姦を恐れ、新たにパシュトゥン人の南への大流出が起こった。タリバン政権崩壊をきっかけに北部同盟によるパシュトゥン人に対する民族浄化が起こるといふ新たな恐怖が広がったためである。

### 5 小 括

以上のとおり、被告人ブッシュによるアフガニスタン空爆は、多くの難民を新たに作り出すとともに、食料、医薬品の援助を困難にし、難民らを絶望と死に追いやった。

## 第5 被告人ブッシュの罪

以上のとおり、被告人ブッシュは、米英軍に命じてアフガニスタン国民に対して空爆を加え大量の難民を生み出し、同時に、空爆によってアフガニスタン国内の食料、衣料、生活物資援助を不可能にし著しく困難とし、これによって、アフガニスタン難民を餓死や凍死に追いやった。

ところで、ICTA規程4条はいずれかの一般住民に向けられた広範な攻撃または系統的な攻撃の一環として、この攻撃を知りながら行った、殺人(a)、せん滅(b)、強制移送(d)、迫害(h)、非人道行為(i)等を人道に対する罪として処罰する。

ここで、「せん滅」とは、食料及び医薬品を入手する方法を奪うなど、住民の一部を破壊することを計算に入れた生活条件を意図して押しつけることを含む。「強制移送」とは、国際法に従って許容される理由がないのに、排除またはその他の強制的行動によって、住民を、その合法的に所在する場所から移動させることをいう。「迫害」とは、集団の同一性ゆえにまたは集団的に、国際法に違反して、基本的権利を意図的かつ著しく奪うことをいう。「非人道的行為」とは、意図的に、著しい苦痛を与え、身体もしくは心身の健康に重大な害をもたらす同様の性質をもつその他の非人道的行為をいう。

米英軍による空爆はアフガニスタンの一般住民に向けられた広範な攻撃または系統的な攻撃である。被告人ブッシュの行為は、民間人を殺害する行為であり、食料品及び医薬品を入手する手段を奪い、アフガニスタン国民を破壊することを計算に入れた生活条件を意図的に押しつけることであり、かつ、アフガニス

タン住民をその合法的に所在する場所から強制的に移転させる行為である。さらに、被告人ブッシュの行為は、アフガニスタン国民に対し集団的にその基本的権利を奪う行為であって、かつ、意図的に著しい苦痛を与え、身体健康に、そして精神健康に重大な害をもたらす行為である。したがって、被告人ブッシュは、殺人(a)、せん滅(b)、強制移送(d)、迫害(h)、非人道行為(i)を行った。

そして、被告人ブッシュは、アフガニスタンの一般住民に向けられた広範な攻撃または系統的な空爆の一環として、この空爆を知りながら、殺人(a)、せん滅(b)、強制移送(d)、迫害(h)、非人道行為(i)を行ったのである。

したがって、被告人ブッシュは直接、人道に対する罪(ICTA規程第4条 a, b, d, h, i)の刑責を負う。

同時に、被告人ブッシュは部下がアフガニスタン国民を攻撃し、食料品及び医薬品を入手する手段を奪うのを知っていたし、また、知るべきであったのだから、同時に上官(ICTA規程6条3項)として、人道に対する罪の刑責を負う。

# 第六章

## 結 語

第1 被告人ジョージ・ウォーカー・ブッシュが犯した犯罪は、人類社会が2度にわたる世界大戦の反省を踏まえて構築してきた国際社会の平和と安全そのものに対する攻撃であり、人道と文明の名にかけて積み重ねられてきた国際法の形成と発展に対する破壊である。

第2 アフガニスタンの乾いた大地に投下された夥しい武器・弾薬が破壊したのは、20年を超える戦争と内戦によって破壊された都市の建造物と人々の住居である。グローバリゼーションによる貧困と大旱魃による疲弊のため消耗しつくしたアフガニスタンとその人民に、無惨かつ無慈悲に見舞われた爆撃は、都市を、農地を、水源を破壊しただけではない。直撃や「誤爆」によって無数の人名が失われただけではない。難民や国内避難民となって大地をさまよひ、難民キャンプや山野での生活を余儀なくされた数知れぬ人々の命を切り刻んだ。飢餓、不衛生、酷寒による病死や凍死は、自然に発生したのではなく、被告人ブッシュの犯罪によって生み出された。クラスター爆弾による直撃の被害と、その不発弾による「二次被害」。デュー・カッター弾による大地の破壊。被告人ブッシュの犯罪は、アフガニスタンの子どもたちの心に襲いかかり、修復できない傷を残した。すでに崩壊の危機に瀕していたアフガニスタンの社会関係をさらに残酷に痛撃した。

第3 被告人ブッシュの戦争が国際法に違反していることはあまりにも明白であり、国際社会は直ちに非難の声をあげ、被告人ブッシュの戦争を阻止し、早急に停止させるためにあらゆる努力をするべきであった。しかし、国際社会の声は決して奔流となることなく、戦争賛美や戦争追認の嵐の前にかき消されるほどであった。それが被告人ブッシュの次の戦争犯罪に繋がったことは今では明々白白としている。

2003年3月20日に始まったイラク戦争に対しては、世界各地で激しい反戦運動が巻き起こされた。反戦平和の波が地球をぐるりと一周したことは、国際社会の歴史に刻まれるべき成果である。イラク反戦の経験は記憶され、語り継がれ、継承されるべきである。

第4 ただ、アフガニスタン戦争もイラク戦争も、被告人ブッシュとその仲間たちが、国際法を無視し、国際社会の平和と安全そのものに攻撃を仕掛け、21世紀を戦争と破壊の世紀にする独善的な犯罪を犯したという点では同じである。アフガニスタン戦争を承認し、追認し、あるいは黙認したのであれば、イラク戦争をも承認・追認・黙認するしかない。そうなれば、今後も国際社会は被告人ブッシュの思いのままに好き勝手な破壊と殺戮を強行できることになってしまう。

そうならないためには、アフガニスタン戦争の違法性をきちんと明らかにし、被告人ブッシュの戦争犯罪を正しく裁かなくてはならない。

第5 本起訴状の侵略の罪において詳しく述べたように、そもそもアメリカのアフガニスタン攻撃そのものが国際法に違反する侵略行為である。「9・11」の悲劇は深刻であり、被害者やニューヨーク市民、ひいてはアメリカ合州国の市民が受けた衝撃の大きさは世界の誰もが理解し共感できるが、「9・11」はアフガニスタン攻撃を正当化するものではない。「9・11」の真相は解明されず、しかもアメリカ当局が真相解明を放棄してきたことはよく知られている。「9・11」とアルカイダとの関係も十分明らかになってい

ない。仮にアルカイダが犯行に関与したとしても、それは刑事犯罪であって、アフガニスタン攻撃に根拠を与えるものではない。被告人ブッシュ大統領の戦争正当化の説明自体が二転三転し、まったく説得力がない。

第6 次に、アフガニスタン攻撃の具体的な事実を見ていくと、無差別の大規模空爆によって、大量の難民化現象が生じた。空爆が行われれば大量難民が発生する危惧は、事前に国連機関や多くのNGOがアピールしていた。2001年11月から12月にかけて、多くのNGOが報告し、報道も続いたように、現実にはアフガニスタン各地で大量難民が生じた。そのことを十分に知りながら空爆を続けたのだから、被告人には難民化の責任がある。

第7 さらに、アフガニスタン攻撃においては、多くの戦争犯罪が行われた。特に民間人攻撃や民間施設攻撃は、古典的な戦争犯罪として古くから禁止されてきたにもかかわらず、被告人ブッシュは平然と犯罪行為を続けてきた。「誤爆」というのは、あまりにも無責任な弁解である。まして、クラスター爆弾、デージー・カッターなどの大量破壊兵器の使用は、民間人に対する直接被害だけではなく、クラスター爆弾の不発弾による二次被害のように、アフガニスタンの大地と人々の生命を長期にわたって脅かす、きわめて悪質な犯罪である。

第8 戦争捕虜に対する虐殺や虐待も、国際法が古くから禁止してきた戦争犯罪である。かつて、日本軍による捕虜虐待を厳しく処罰したのは、他ならぬアメリカ合州国が行ったBC級戦争犯罪法廷である。被告人ブッシュが政権を握る、そのアメリカが今では捕虜虐殺と捕虜虐待を犯し、国際非難を浴びるや、「捕虜とは認めない」とか「捕虜とは認めるがジュネーブ条約は適用しない」などと無責任な弁解を行うに至っている。

第9 被告人ブッシュの戦争犯罪は、あまりにも乱暴に国際法を無視し、きわめて大規模に行われている。大量破壊兵器の使用は、核兵器使用を除けば、人類史上に例を見ない規模と悪質さである。こうした犯罪を放置しておけば、国際社会の秩序は維持できない。

第10 私たちICTA検事団は、被告人ブッシュのもっとも重大で深刻な戦争犯罪を厳しく断罪することが、21世紀の世界平和と安全のための最初の一步であると信じる。被告人ブッシュの戦争犯罪の事実を解明し、国際法に照らして裁くことが、アフガニスタンで亡くなっていった夥しい被害者を弔い、今日アフガニスタンで無秩序と困難にあえいでいる人々へのささやかな慰めであると信じる。被告人ブッシュとアメリカ合州国政府は、一刻も早くアフガニスタン人民に謝罪し、すべての被害者に補償すべきである。私たちICTA検事団は、被告人ブッシュの異常な戦争の論理を許さず、被告人ブッシュが最悪の戦争犯罪人であることを確認することが、国際社会の平和な未来のための最低限の必要事項であると訴える。被告人ブッシュの「戦争中毒」を治療することは、被告人ブッシュ自身とアメリカ合州国の最大の利益であり、国際的責務である。

私たちICTA検事団は、ICTA運動を支えてくれたすべての人々、私たちに期待を寄せてくれたすべての人々、私たちとともに歩んでいこうとする世界のすべての人々とともに、激しい怒りと、冷静沈着な熟考をもって、被告人ブッシュが、すべての訴因について、いかなる合理的な疑いを残さず、まぎれもなく完全に有罪であることを確信する。

私たちICTA検事団は、世界の反戦平和に集うすべての民衆の希いを代表して、ここに高らかに宣言する。「被告人ジョージ・ウォーカー・ブッシュ有罪」と。



# 意見書

## 第二次世界大戦後最初の真の正戦

2003年7月21日

アミカス・キュリエ

大久保 賢 一

本法廷の目的は、被告人のアフガニスタンに対する武力行使が国際法に違反することを明らかにすることにある。

検事団は、被告人の行為が、侵略の罪 民間人に対する攻撃、民間施設に対する攻撃、捕虜虐待などの戦争犯罪 人道に対する罪にあたるとして、有罪判決を求めている。

アミカスの任務は、被告人の行為が国際法に違反するかどうかを検討する上で必要な論点を提示し、敢えて、検事団と異なる見解を展開し、そのことを通して、より有意義な判決を得ることにある。

そのことを踏まえた上で、アミカスは、次のように論点を提示し、その見解を述べることにする。

### 1 民衆「法廷」の意味すること

本「法廷」は、被告人の行為が、単に、人道上許されないとか、政策選択が誤っているとかの、価値観や政治的立場の違いを明らかにするだけではなく、国際法という「法規範」(本法廷で直接適用される法規は、ICTA規定であるが、それは国際法の到達点を踏まえているとされている)に違反するか否かを判断するものである。その判断が、本件に関連する諸事実と国際法の到達点を踏まえた上でなされたときに、民衆「法廷」の真の価値が確認されるであろう。従って、検事団の訴追も、判事団の判決も、人道上の問題点指摘や政治的主張にとどまらず、法的観点を踏まえてなされなければならないことになる。

### 2 この法廷は、何を裁こうとしているのか

(1) いうまでもなく、この法廷の目的は、被告人のアフガニスタンに対する武力行使の違法性を明らかにすることである。しかしながら、忘れてはならないのは、被告人の行為は、米国の大統領としてのものであり、「9・11テロ事件」に対する「対抗措置」としてなされているということである。

被告人は、米国の大統領として、その権限行使に必要な上・下両院の決議など米国内法上の手続きをとっているし、圧倒的国民の支持の下に行動しているのである。被告人の行為は、米国大統領としての職務上の義務と権限に基づくものであって、個人的野心や欲望とは無縁のものである。被告人は、米国軍隊の最高司令官であって、その罪が裁かれるとすれば、「個人の責任」や「上官の責任」というレベルの話ではない。被告人は、米国の大統領として、まさに「公人」として、その職責を全うしているのである。

(2) 「9・11テロ事件」は、米国で発生した前代未聞の巨大犯罪であるだけではなく、「国際の平和及び安全に対する脅威」であることは、誰の目にも明らかであり、被告人だけではなく、国連(安保理決議1368・1373 2001年)も国際社会も、その事を前提にしているということである。そして、そのことについては、検事団も承認しているところである。

また、違法行為に対して、「復仇」・「報復」などの「対抗措置」をとることは、国際法上一般的に禁止さ

れていないだけでなく、「国際社会に対する重大な義務違反」がある場合には、被害国だけでなく、全ての国が「対抗措置」をとることも認められようとしているのである。

これらの前提事実を無視あるいは過小評価したまま、被告人の行為を法的に非難することは、木を見て森を見ない一面的なものといわざるを得ない。

### 3 「9・11テロ事件」のもつ意味と「対抗措置」の必要性

この事件が、ハイジャックした民間航空機を高層ビルに衝突させ、何千人もの市民を殺害した犯罪であることは、誰でも知っている。米国が、この犯罪の犯人を逮捕し、処罰する権限を行使することに誰も反対はしない。

問題は、この事件を、従前どおりの犯罪への対処だけで足りるのか、またその対処が可能なのかということである。

この犯罪は、国際テロ組織アルカイダによるものである。彼らの目的は金銭ではなく、世界を作り直すことにあり、その過激な信念を世界中の人々に押し付けることにある。

この彼らの信念と行動への対抗は、米国国民の市民生活の安全と自由の確保という観点から見た場合に、警察権限の強化で足りるものではなく、米国に対する「新たな戦争」として、米国の持てる資源の全て、即ち、あらゆる外交手段、あらゆる情報手段、あらゆる法執行機関、金融面でのあらゆる影響力、そして戦争に必要なあらゆる兵器を使って、対抗しなければならない性質のものである(被告人演説 2001年9月20日)。これは、ある国際法学者がいみじくも語ったように、米国にとって、「第二次世界大戦後最初の真の正戦」として位置付けられるのである。

そして、国際テロ組織の存在と活動は、単に米国にとってだけではなく、「国際社会の平和と安全」の脅威なのである。9・11テロ事件は、犯罪者に対する既成の対処手段だけでは、到底対処できない危険が現実存在していることを、全世界に明らかにしたのである。

また、この事件の犯人たちの逮捕と処罰そして再発防止について、国際法は有効なシステムを用意してはいない。国際法は、この重罪犯人を処罰するための十分な実体法(国際法は、ハイジャッキング対策はともかくとして、テロリズムの包括的定義すらできていない)も手続法も用意しておらず、従ってそれを執行する常設の機関もない。

更に、米国国内法を適用して犯人の処罰を試みようとしても、死亡した実行犯はともかくとして、この重罪を共謀した犯人が外国に所在する場合には、所在国にその引渡しを義務付けかつ強制する国際的システムは未完成である。

このように見れば、9・11事件は、多くの米国国民と滞在者(被害者の国籍は多岐にわたる)の生命を奪い、「国際社会の平和と安全」の脅威となる国際テロリストの存在を明らかにしただけでなく、これらの事態に対処するために有効な国際法は確立されていないということも、明らかにしたのである。

国際法の不十分さ、即ち「法の欠缺(けんけつ・適用すべき法規が欠けていること)」が明らかになったとき、検事団は、それでも、被告人に、その法を守れと要求するのだろうか。被告人にとって、米国とその国民を守ることは職責である。また、国際社会の平和と安全にも配慮すべき立場にある。被告人は、その職責を遂行する上で、不十分な国際法に拘束され、その範囲内で行動すべき国際法上の義務はない。逆に、その利用可能な資源があるにもかかわらず、それを利用せずに有効な「対抗措置」をとらないとすれば、それは職務怠慢であり、不正義に加担することになる。被告人を大統領として選出した米国国民への裏切り行為ともなるであろう。

かくして、被告人の行為を国際法に違反すると断罪するためには、「9・11テロ事件の対抗措置」としての行為であるということ、十分に考慮することが必要となる。その考慮がないままに、被告人を有罪とすることは、単に軽率との謗りを受けるだけではなく、国際テロ組織の跳梁跋扈に拱手傍観する者であ

らぬ非難にさらされるであろう。

#### 4 侵略の罪について

検事団の訴因の第1は、被告人の侵略の罪である(侵略の罪の構成要件が、ICTA規定には明示されていないが、この問題点には敢えて触れない)。起訴状によれば、侵略の罪は、「他国に対して自国の政治的・軍事的行動を指示する権限のあるもの又は指揮を実行する立場にあるものによる、国家主権・領土権・国家の政治的独立ないし他国人民の不可侵の人権に対する脅威又は侵犯を目的とし、国連憲章に違反する武力行使により、他国人民から人民自決・自由及び独立の権利を剥奪すること」と定義されている。

そこで、この定義に従って、被告人の行為が侵略の罪を構成するか否かを検討してみよう。まず、アフガニスタンは、「他国」といえるかどうか、あるいは「国家主権」は存在していたかどうかである。被告人が、アフガニスタンへの武力行使を開始した当時、アフガニスタンにはその全土を実効的に支配する政府は存在していなかった。タリバン政権は「アフガニスタン・イスラム首長国」を称して国土の9割を支配していると見られていたが、北部同盟の一部であるラバニ政権は「アフガニスタン・イスラム国」を称して、国連の議席を有していた。タリバン政権を承認していたのは、パキスタンだけであった(サウジアラビアとアラブ首長国連邦は承認を撤回した)。そうすると、ここに国際法上の主体としてのアフガニスタン政府が存在していたと認めることはできない。正統性と実効性の裏付けをもつ政府のない「国家」は国際法上観念できないし、「国家主権」も問題になりえない。アフガニスタンは米国の領土でないことは明らかであるが、その地域での武力行使を、「他国」や「国家主権」の侵害とすることはできない。そうすると、被告人の行為は、侵略の罪の重要な構成要件を欠くことになる。判事団の裁定が必要になるであろう。

また、被告人は、アフガニスタン人民の自決権や自由・独立の権利を侵害する意図は全くもっていなかった。そのことは、被告人が「米国はアフガニスタンの国民を尊重する」と断言していること(被告人演説・2001年9月20日)や米国が、過去20年間、アフガニスタンに対する食料・健康・衛生・給水・避難所など最大の人道支援国であったこと、とりわけ、2001年会計年度に230億円以上(全支援総額の3分の2にあたる)の支援をしてきた事実からも明らかである。むしろ、被告人は、アフガニスタン人民が、タリバン政権の圧政から解放され、自らの手で、民主的な政府を樹立することを望んでいたのである。タリバン政権が、対抗するものを虐殺し、女性の人権など完全に無視し(被告人は、その女性差別と迫害の実態を、RAWAが発信する情報も含め、つぶさに承知している)、歴史的・文化的遺産などを大規模に破壊するような政権であったことは、検事団もよく承知しているはずである。専制と隷従、圧迫と偏狭からの解放は、万人の希望するところであろう。その人民解放への助力は違法とは対極にある行動である。被告人の行為は、この点でも侵略の罪を構成しない。

判事団には、このことについての判断も求められることになる。

#### 5 被告人の武力行使は、国連憲章に違反するか

被告人は、アフガニスタン領域において、その同盟国とともに、武力行使を行ったことは事実である。しかし、それはアフガニスタンという独立主権国家に対するものではなく、その地域の一政治勢力であるタリバンと国際テロ組織アルカイダを対象とするものである。アルカイダは9・11テロ事件の実行者であり(ウサマ・ビンラディンの「自白」もある。彼は、グランド・ゼロの惨劇を賞賛したのである)、タリバンはアルカイダと相互に援助しあう関係にあった。このことは、タリバンが、国連安保理による、アルカイダの首謀者であるウサマ・ビンラディンの引渡し要請(安保理決議1267 1999年)や支配下の領域にあるテロリスト訓練キャンプの閉鎖の要請(安保理決議1333 2000年)を拒否してきた経過に照らして明らかである。また、タリバンは、9・11テロ事件後、パキスタン政府を経由してのウサマ・

ビンラディン引渡しにも応じようとしなかった。即ち、被告人の武力行使は、アルカイダという国際テロ組織とそれを匿う政府としての体裁を欠くタリバンを対象とするものであって、いずれも非国家主体に対するものなのである。そもそも国連憲章は国家間の関係を規律するものであって、非国家主体に対して無留保で適用されるものではない。従って、被告人の武力行使について、国連憲章違反を問うこと自体が無意味である。

更に、この武力行使について、国連憲章上の制約があるとしても、違法性を帯びるものではない。現代国際法は、一般的に武力の行使は違法であるとし、個別的・集団的自衛権の行使と国連の軍事的措置による場合だけが、その違法性が阻却されるとしている。検事団が指摘するように、国際法の到達点の一つである「戦争違法論」がそこにある。そして、自衛権行使の要件として、「武力攻撃の現在性 武力行使の緊急性」、「代替手段の不存在 武力行使の必要性」、「武力行使の相当性 比例性」、「武力行使の暫定性」などが示されている。これらの厳格な要件がもうけられているのは、各国が個別的あるいは集団的自衛権を行使するよりも、国連憲章が予定する集団安全保障体制の方が、より平和的であり、より効果的であるからと考えられるからである。それは、「自衛権の行使」を名目とする各国の武力行使を制約する上では意味のある要件といえるであろう。

しかしながら、国連憲章の予定する集団安全保障体制が機能しない事態が生じたらどうするのか。例えば、非国家主体が、大量破壊兵器を使用したり、あるいは、想像もしなかったような手段で大量殺人と破壊攻撃に出た場合に、どのように対処するかについては、国連憲章は十分な用意をしていない。国連憲章は、そのような事態が生じた場合、その被害国に「黙って耐え忍べ」と命ずるのであるだろうか。それとも各国の実情に応じた「対抗措置」をとることを認めるのであろうか。自国の独立と国民の平和と安全のために、耐え忍ぶのではなく、必要な「対抗措置」をとることは、国家自衛権の名において承認されるべきである。そして、その必要性の判断と「対抗措置」の内容は、当該被害国の主体的選択に委ねられるべきである。

各国の自衛権行使の要件を厳格に解することは無意味ではない、しかしながら、国際社会がその平和と安全のためのシステムと実効性を確立していない状況の中で、それを機械的に解釈し、被害国の「対抗措置」を拘束することになれば、むしろ被害国の主権を侵害し、ひいては、国際社会の平和と安全に対する脅威を増大させることになるであろう。

正当防衛権の厳格な解釈や「自力救済」の禁止は、国家による秩序維持が実効的である場合にのみ通用する法原理である。

国際法は、従って国連は、非国家主体による国際社会の秩序破壊については、未だ揺籃期にある。国連が、加盟国の安全を保障することができない場合に、加盟国が独自にあるいは同盟国とともに、自国と自国民の安全のために、非国家主体に対する必要な処置をとることは、各国の固有の主権の発動であり、国際法はこれを禁じてはいない。

国連安保理は、この国際法の現状を承知しているがゆえに、9・11テロ攻撃を非難し、このような行為を国際の平和と安全に対する脅威とみなし、テロ攻撃に対して、全ての必要な措置をとる用意があることを表明したのである(安保理決議1368 2001年)。そして、被告人の武力行使に対して、明示的・積極的な授權はしなかったものの(授權があるとの見解すらある)、何ら異議を唱えず、被告人の行為を支持・容認したのである(この安保理の対応は、イラクに対する被告人の武力行使にかかわる対応と比較すれば、その大きな違いを見て取ることができる)。

被告人は、国際法が予定していなかった事態に対して、主権国家の最高責任者として、自国の人民の安全と自由を確保するために、主権国家として当然の「対抗措置」をとったものであり、それは国家自衛権の行使として容認されるものである。加えて、国連安保理は、その能力の限界を超えるものとして、被告人の行為に同意しているのである。

被告人の武力行使は、国連憲章に違反するものではない。

これらの論点について、判事団の見解が求められることになる。

## 6 戦争犯罪の成立について

検事団は、被告人の民間人の殺傷、民間施設の破壊、捕虜の虐待などについて、国際法上許されない行為であり、戦争犯罪を構成するとしている。ここでまず指摘しておきたいことは、アルカイダやタリバンは非国家主体であり、国際法の当事者ではないということである。彼らが、国際法を遵守する主体ではなく、従って国際法の原則である相互主義の担保がないということである。アルカイダやタリバンが国際法を遵守する意思も能力もないことは、この間の事実経過からして明らかである。にもかかわらず、被告人にだけ国際法を適用するのは、不公平且つ不公正である(ここで念のため指摘しておく、米国は、検事団が引用するジュネーブ第一追加議定書の当事国ではない)。彼らに法を守る意思がないとすれば、彼らは「ジャングルの掟」を承認せざるを得ないのである。しかしこの論点は、これ以上触れないでおく。

そこで、民間人の殺傷、民間施設の破壊について述べる。これらの殺傷と破壊が存在していることは、事実として承認する。相互の武力行使が行われるとき、即ち戦闘状況下において民間人や民間施設を標的にしてはならないことはそのとおりである。従って、被告人が、直接の標的にしたのは、アルカイダとタリバンの戦闘員であり、彼らの軍事施設である。しかしながら、結果として、民間人が死傷し、民間施設が破壊されることは、現実問題としては不可避である。

なぜなら、この武力行使は、テロリストたちとの戦いだからである。テロリストたちは、自らをテロリストであると名乗り出ることはない。正規軍の将兵は、当然のことながら、その所属と階級が明示されている。テロリストたちは、軍事施設だけに立てこもるものではない。正規軍の将兵たちは、民間施設の利用は基本的に禁止されている。テロリストたちとの戦闘において勝利するためには、これらの特殊性を考慮に入れた上での作戦展開が必要である。他方、味方の将兵の犠牲を最小限度に抑えることは、原則中の原則である。最小限度の犠牲で最大限の戦果を上げることは、戦闘行為の鉄則である。その原則に従った作戦行動の過程で、民間人や民間施設に被害が生ずることは、やむをえないものである。

被告人は、これらの犠牲を余儀なくされたアフガニスタン国民のために、人道支援と復興支援資金として、8億4000万ドル(1000億円超)を約束している。避けられなかった犠牲に対する補償はしているのである。

被告人は、対人地雷を含め、国際法で明示的に禁止されている兵器は使用していない。

被告人は、すぐれた装甲車両貫通能力を利用するため劣化ウランを使用しているが、この使用と癌発生の増加についての因果関係は、WHOによって否定されている(2001年4月)。癌や出生異常は、フセインの使用した化学兵器によるものであることは、化学兵器が使用されたクルド人地域での発生率が異常に高いことから明らかである(先天異常の発生率は、原爆投下後の広島・長崎の住民の4倍から5倍だとされる)。

アルカイダやタリバンの武装勢力は、凶暴な私的犯罪者集団であって、国際法上の捕虜には該当せず、捕虜の処遇に関する国際法の適用はない。

以上述べたことについて、判事団の裁定が必要となるであろう。

## 7 人道に対する罪について

検事団は、被告人が、大量の難民発生などの人道上の罪を犯したという。しかしながら、アフガニスタン難民の発生は、被告人の行為によるものではない。その主要な発生原因は、20年も前から旧ソ連の侵略や、その撤退後の対立する武装勢力の内乱によるものである。

むしろ、被告人は、この大量の難民に対して、各国の中で最大の人道的支援をしてきている。タリバン政権の崩壊後の1年間で、200万人を超える難民や国内避難民が帰郷している。被告人は、この1年間

で、1億4570万ドルの資金供与を行い、最も貧しく弱い帰還民の一部を援助した。例えば、難民が母国社会に溶け込むのを援助するために、小麦や生活必需品を提供している。また、2001年10月1日以降、アフガニスタン国民に、36万5000トンを上回る食糧援助を行ってきた。2002年春の種まき期には、7000トンの種子と肥料を提供し、4万人を超える農民に技術支援を行い、秋の種まき期には10万人以上のアフガニスタン農民が援助を受けた。

被告人は、「近隣諸国との争いのない安全で安定したアフガニスタンが両国に共通する目標達成のために重要であるとの信念を共有している」(米国とアフガニスタンの新たなパートナーシップに関する共同声明 2002年1月28日)。そして、被告人は、その信念に基づいて、社会的インフラ・教育・保健・女性の地位向上・地雷撤去などのあらゆる部面で、アフガニスタンに対する援助を行っている。

タリバン政権下で抑圧され、貧困にあえいでいた人々に希望をもたらしているのである。

これらの論点についても、判事団の適切な判断が求められることとなる。